

令和3年第4回（12月）三郷町議会
定例会・会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 3 年 1 2 月 3 日
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場
開 会 (開 議)	令 和 3 年 1 2 月 3 日 午前 9 時 2 9 分 宣 告 (第 1 日 目)
出 席 議 員	1番 神 崎 静 代 2番 久 保 安 正 3番 南 真 紀 4番 黒 田 孝 5番 先 山 哲 子 6番 高 田 好 子 7番 木 谷 慎 一 郎 8番 澤 美 穂 9番 木 口 屋 修 三 10番 辰 己 圭 一 11番 山 田 勝 男 12番 伊 藤 勇 二 13番 高 岡 進
欠 席 議 員	な し
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 森 宏 範 副 町 長 池 田 朝 博 教 育 長 大 西 孝 浩 総 務 部 長 加 地 義 之 住 民 福 祉 部 長 辰 巳 政 行 こ ども 未 来 創 造 部 長 坂 田 達 也 環 境 整 備 部 長 水 口 洋 司 教 育 部 長 渡 瀬 充 規 会 計 管 理 者 平 川 貴 治 総 務 課 長 安 井 規 雄 企 画 財 政 課 長 大 津 和 之

行政委員	<p>選挙管理委員会委員長 田 淵 友 一</p> <p>代表監査委員 瓜 生 英 明</p> <p>公平委員会委員長 伊 東 良 隆</p> <p>固定資産評価審査委員会委員長 瀧 川 忠 雄</p>
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<p>議会事務局 長 大 内 美 香</p> <p>議会事務局 主任 小 村 雄 一</p>
町長提出議案の題目	<p>承認第10号 令和3年度三郷町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について</p> <p>議案第51号 令和3年度三郷町一般会計補正予算（第6号）</p> <p>議案第52号 令和3年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第53号 令和3年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第54号 令和3年度三郷町下水道事業会計補正予算（第2号）</p> <p>議案第55号 令和3年度三郷町水道事業会計補正予算（第1号）</p> <p>議案第56号 三郷町行政組織条例の一部改正について</p> <p>議案第57号 三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について</p> <p>議案第58号 三郷町税条例の一部改正について</p> <p>議案第59号 三郷町国民健康保険条例の一部改正について</p> <p>議案第60号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体の減少及び規約の変更について</p> <p>議案第61号 三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について</p> <p>議案第62号 令和3年度竜田運動公園法面工事請負変更契約の締結について</p> <p>報告第15号 寄附の受け入れについて</p>
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 9番 木口屋 修 三 10番 辰 己 圭 一

令和 3 年 第 4 回 (1 2 月)

三郷町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 3 年 1 2 月 3 日

午前 9 時 2 9 分開議

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 1 0 号 令和 3 年度三郷町一般会計補正予算 (第 5 号) の専決処分について
- 第 4 議案第 5 1 号 令和 3 年度三郷町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 第 5 議案第 5 2 号 令和 3 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 議案第 5 3 号 令和 3 年度三郷町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議案第 5 4 号 令和 3 年度三郷町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 第 8 議案第 5 5 号 令和 3 年度三郷町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議案第 5 6 号 三郷町行政組織条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 5 7 号 三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 5 8 号 三郷町税条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 5 9 号 三郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 6 0 号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体の減少及び規約の変更について
- 第 1 4 議案第 6 1 号 三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について
- 第 1 5 議案第 6 2 号 令和 3 年度竜田運動公園法面工事請負変更契約の締結について
- 第 1 6 報告第 1 5 号 寄附の受け入れについて
- 第 1 7 提案理由の説明
- 第 1 8 一般質問

開 会 午前 9 時 2 9 分

〔開会宣告〕

議長（高岡 進） 皆さん、おはようございます。

それでは、地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより令和 3 年第 4 回三郷町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔町長招集の挨拶〕

議長（高岡 進） 町長から招集の挨拶がございます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） 皆様、おはようございます。本日、三郷町告示第 3 3 号によりまして、令和 3 年第 4 回三郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙の中、早朝よりご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染者数は、このところ劇的に減少に転じ、奈良県内においても発症者数がゼロとなる日も出ております。しかしながら、つい先日、南アフリカで新たな変異株オミクロンが発見され、全世界への急速な拡大が懸念されているところであり、これから冬本番を迎える中、決して油断できる状況ではありません。

また、先月には、臨時特別給付金の支給など新たな経済対策が閣議決定され、本定例会でも関連予算を上程させていただいております。本町といたしましても、今後も感染状況を注視しながら、町民の皆様の安全を最優先に、感染症対策や生活支援対策を迅速かつ確実に実施するとともに、3 回目のワクチン接種に向けた準備体制についても、全庁挙げて万全を期してまいりたいと考えておりますので、議員各位にはご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本定例会に提出いたします議案は、承認案件 1 件、議決案件 1 2 件、報告案件 1 件の計 1 4 件であります。

どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（高岡 進） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定により、9 番、木口屋修三議員、1 0 番、辰己圭一議員を指名します。

[会期の決定]

議長（高岡 進） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月10日までの8日間にした
いと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月10日
までの8日間に決定しました。

[議案朗読]

議長（高岡 進） この際、日程第3、「承認第10号、令和3年度三郷町一般会計
補正予算（第5号）の専決処分について」から、日程第16、「報告第15号、
寄附の受け入れについて」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読します。

日程第 3 承認第10号 令和3年度三郷町一般会計補正予算（第5号）の専
決処分について

日程第 4 議案第51号 令和3年度三郷町一般会計補正予算（第6号）

日程第 5 議案第52号 令和3年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算
（第2号）

日程第 6 議案第53号 令和3年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第2
号）

日程第 7 議案第54号 令和3年度三郷町下水道事業会計補正予算（第2
号）

日程第 8 議案第55号 令和3年度三郷町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第 9 議案第56号 三郷町行政組織条例の一部改正について

日程第10 議案第57号 三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正
について

日程第11 議案第58号 三郷町税条例の一部改正について

日程第12 議案第59号 三郷町国民健康保険条例の一部改正について

日程第13 議案第60号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体
の減少及び規約の変更について

日程第14 議案第61号 三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定につい
て

日程第15 議案第62号 令和3年度竜田運動公園法面工事請負変更契約の締

結について

日程第16 報告第15号 寄附の受け入れについて

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（高岡 進） 日程第17、ただいま朗読の議案について、提案理由の説明を求めます。森町長。

町長（森 宏範）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本定例会に提出いたしました議案の提案説明をさせていただきます。

まず初めに、「承認第10号、令和3年度三郷町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について」であります。

既決予算に1億8,625万円を追加し、補正後の予算総額を89億7,363万9,000円としたものであります。

本年11月19日に、コロナ克服と新時代開拓のための経済対策として、子育て世帯への臨時特別給付金の支給が閣議決定されました。この給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、子ども達を力強く支援し、その未来を開く観点から、一定の所得制限を設けた上で、18歳までの子ども達に1人当たり10万円相当を支給するもので、そのうち年内に5万円を現金で支給する費用として、民生費で1億8,625万円を計上したものであります。

一方、歳入では、全額が国庫補助金の対象となることから、民生費国庫補助金で歳出と同額の1億8,625万円を計上したものであります。

また、本補正予算は、子育て世帯の皆様に迅速に給付金を支給できるよう、11月22日付をもって専決処分したものであります。

なお、来年春の卒業・入学シーズン、新学期に向けまして、5万円相当のクーポンを基本とした給付を予定しており、改めて後の議会に上程させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、「議案第51号、令和3年度三郷町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。

既決予算に8,087万8,000円を追加し、補正後の予算総額を90億5,451万7,000円とするものであります。

人件費の補正を除き、歳出から主な内容を説明申し上げます。

まず、総務費では、令和4年4月に本町の行政組織の改編を予定していることから、庁舎内案内板作成や備品等の購入費用として、財産管理費で47万5,0

00円を、前年度の国庫補助金の精算に伴う返還金として、諸費で39万7,000円を追加するものであります。

また、奈良学園大学の施設移譲に伴う権利関係の手續に要する経費や用途変更に伴う開発の設計業務、新サテライトオフィス及びスポーツパークの開設に向けた詳細設計業務に要する経費として、企画費で3,580万円を計上するものであります。

次に、民生費では、後ほどご説明いたします国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計の補正に伴う繰出金といたしまして、社会福祉総務費で457万6,000円を、老人福祉総務費で429万6,000円を追加するものであります。

また、児童手当法の改正に伴うシステム改修費用として、児童措置費で382万8,000円を計上するものであります。

次に、衛生費では、安心して妊娠・出産ができるよう、県が実施する産婦人科一次救急医療事業に係る市町村負担金の見込額が当初予算額を上回ることから、保健衛生総務費で19万5,000円を、水道課職員の児童手当分を一般会計から繰り出すため14万円を、それぞれ計上するものであります。

また、自治体が行う健診データの標準化及び副本登録に係る健康管理システムの改修費用として749万1,000円を、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの併発による重症化を防ぐため、昨年度と同様、高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担を無償化する費用として400万円を、老人保健費で計上するものであります。

また、本年9月から新たに実施しております5歳児健診について、今後のデータ管理などに必要なシステム改修費用として、母子保健費で61万4,000円を計上するものであります。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業費では、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を実施するに当たり、従事職員の時間外勤務手当が当初の見込みを上回ることから、職員手当等で400万円を増額する一方、委託料で同額を減額するものであります。

次に、農林業費では、NPO法人「CAP35」のイチゴ栽培の苗床作りのためのビニールハウス整備補助として、農業振興費で54万9,000円を計上するものであります。

次に、商工費では、国の地方創生臨時交付金（事業者支援分）を活用し、新型コロナウイルスの影響を受けた事業者を支援するため、商工振興費で800万円を計上す

るものであります。

また、現在、町の6大事業の一つとして進めている「川の駅」整備事業について、活用予定の旧下水道処理施設の耐用年数が経過しており、大規模修繕を行うためには耐震診断を実施する必要があることから、観光費で368万5,000円を計上するものであります。

次に、土木費では、奈良県土砂災害対策施設整備計画に基づき、県が実施する勢野東地区の急傾斜地対策事業に対する町の負担分として、土木総務費で157万5,000円を計上するものであります。

次に、教育費では、小中学校でSDGsの理解をこれまで以上に深めるため、啓発用のポスターや授業で使用するSDGsのゴールごとのシールを作成する経費として、義務教育振興費で25万8,000円を、また、引き続き学校での感染症対策を実施するため、感染症対策備品の購入や休校時の学びを保障するオンライン授業のための備品購入として、小学校費で406万9,000円を、中学校費で239万9,000円を計上するものであります。

最後に、職員の人事異動及び会計年度任用職員の任用状況、共済費の負担率の改定等に伴う人件費の補正予算として、報酬で178万2,000円を、給料で759万2,000円を減額する一方、職員手当等で1,147万4,000円を、共済費で259万7,000円を増額するものであります。

一方、歳入では、勢野東地区の急傾斜地対策事業に、地権者の受益者負担分として、土木費分担金で78万7,000円を計上するものであります。

次に、国民健康保険の保険基盤安定負担金の額が確定したことから、国庫負担金で18万5,000円を、県負担金で136万1,000円をそれぞれ増額するものであります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国からの負担金及び補助金につきまして、事業費の決算見込額と当初予算額に差異が生じることから、国庫負担金で3,171万7,000円を減額する一方、国庫補助金で7,190万9,000円を増額するものであります。

次に、コロナ禍で影響を受けた事業者への支援などで追加交付される地方創生臨時交付金として1,087万5,000円を、児童手当法改正に伴うシステム改修補助として382万8,000円、健診データの標準化などに係るシステム改修に対する補助として457万2,000円を、それぞれ計上するものであります。

また、各学校での感染症対策物品の購入経費や教育活動や家庭学習を実施するための補助として、国庫補助金で247万5,000円を計上するものであります。

最後に、財政調整基金への積立金を801万7,000円減額し、同基金から1,660万3,000円を繰り入れることで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第52号、令和3年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

既決予算に288万4,000円を追加し、補正後の予算総額を23億443万2,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、国民健康保険事業費納付金に不足が生じることから288万4,000円を増額するとともに、歳入では、一般会計繰入金で457万6,000円増額するものであります。また、保険基盤安定負担金が確定したことから、保険税収入から169万2,000円を減額するものであります。

続きまして、「議案第53号、令和3年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第2号)」についてであります。

保険事業の既決予算に2,985万9,000円を追加し、補正後の予算総額を22億9,592万4,000円とするものであります。

内容といたしまして、歳出では、各介護サービスの利用増などで予算に不足が生じることから、介護サービス等諸費ほか保険給付費で2,840万円を、地域支援事業費で568万6,000円をそれぞれ追加するものであります。

一方、歳入では、歳出の増額に伴いまして、国庫支出金で1,221万1,000円、支払基金交付金で905万6,000円、県支出金で429万6,000円、一般会計繰入金で429万6,000円をそれぞれ追加するとともに、歳出の基金積立金を422万7,000円減額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第54号、令和3年度三郷町下水道事業会計補正予算(第2号)」についてであります。

人事異動に伴う人件費の補正で、収益的支出の予定額から1,475万5,000円、資本的支出の予定額から74万円をそれぞれ減額するものであります。

続きまして、「議案第55号、令和3年度三郷町水道事業会計補正予算(第1号)」についてであります。

本会計につきましても、人事異動に伴う人件費の補正で、収益的支出の予定額から137万2,000円、資本的支出の予定額から7万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、「議案第56号、三郷町行政組織条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、令和4年度から本町の組織体制を改編することに伴うものであります。

内容としまして、近年、情報化の進展やDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進が国を挙げて進められている中、行政事務や住民サービスの在り方も変革期を迎えています。その動きをより一層加速し、戦略的にデジタル化を推進するため、総務部内に専門部署を新設したいと考えております。

また、併せまして、これまで総務部が担当しておりました人権施策関連の事務を住民福祉部に移管するため、所要の改正を行い、令和4年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第57号、三郷町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、住民の方が窓口等で手続をされる際、ご本人を確認する書類として、これまで「身分証明書」という表記で案内しておりましたが、あくまでも本人であるかどうかの確認であり、「身分」という表記は不適切であることから、「本人確認書類」に変更し、公布の日から施行するものであります。

続きまして、「議案第58号、三郷町税条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により入湯客が減少していることに加え、近隣自治体の入湯税の課税免除の状況を鑑み、宿泊を伴わない1,000円以下の料金で利用される場合には、入湯税の課税を免除するよう改正を行い、令和4年1月1日から施行するものであります。

次に、「議案第59号、三郷町国民健康保険条例の一部改正について」であります。

本条例改正は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の金額を現行の40万4,000円から40万8,000円に、産科医療補償制度加入施設での出産の場合の加算額を現行の1万6,000円から1万2,000円に改正し、令和4年1月1日から施行するものであります。

なお、改正後も、出産育児一時金の支給総額は、これまで同様42万円で変更ありません。

続きまして、「議案第60号、奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体の減少及び規約の変更について」であります。

令和4年4月1日から、同組合の構成団体である川西町、三宅町及び田原本町が「磯城郡水道企業団」を創設され、これら3町が組合を脱退し、新たに企業団として加入することから、同組合の構成団体の減少及び規約の改正について、地方自治法第286条第1項の規定により関係団体の協議を行うもので、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、「議案第61号、三郷駅前自転車等駐車場の指定管理者の指定について」であります。

三郷駅前自転車等駐車場の管理運営は、現在、株式会社ホープ奈良営業所を同施設の指定管理者に指定しているところでありますが、その指定期間が来年3月末をもって満了することとなります。そこで、引き続き同法人を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3か年とするものであります。

続きまして、「議案第62号、令和3年度竜田運動公園法面工事請負変更契約の締結について」であります。

現在、昨年10月に崩落した竜田運動公園の法面改修工事を実施しているところでありますが、上空の高圧配電線の関係上、公園西側法面の勾配角度を当初設計より緩やかにする必要があるため、工事内容に変更が生じたことから請負変更契約を締結するもので、当初契約金額6,130万600円に1,509万5,300円を増額し、変更後の契約金額を8,422万5,900円とするものであります。

最後に、「報告第15号、寄附の受け入れについて」であります。

本年10月20日に、株式会社三郷ひまわりエナジー代表取締役社長和田直人様から、可搬式蓄電池1台をご寄附いただきました。心より厚く御礼を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上が、本定例会に提案いたしました議案の主な内容であります。慎重審議賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（高岡 進） 以上で、提案理由の説明を終結します。

〔審議日程及び委員会付託〕

議長（高岡 進） それでは、審議日程及び委員会付託については、さきの議会運営委員会において決定されておりますので、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（小村雄一） 朗読いたします。（別紙1頁～6頁）

以上でございます。

議長（高岡 進） お諮りします。ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高岡 進） 異議なしと認めます。したがって、ただいま朗読のとおり、それぞれ所管の委員会に付託の上、審議することに決定しました。

暫時休憩します。再開10時20分。

休 憩 午前 9時59分

再 開 午前10時20分

議長（高岡 進） 休憩を解き再開します。

日程第18、「一般質問」を行います。

三郷町議会会議規則（質疑の回数）第55条、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないと規定されています。また、（発言時間の制限）第56条の規定により、質問、答弁合わせて原則1時間以内と制限します。

一般質問の順番については、同規則第61条第3項の規定により通告順とします。

それでは、通告順により質問を許します。各位のご協力の下、運営が円滑になされますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、8番、澤 美穂議員。一問一答方式で行います。

8番（澤 美穂）（登壇） 皆さん、おはようございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長にお許しをいただいて、1問目の質問の「おくやみコーナーの設置について」お伺いいたします。

大切な方を亡くされたご遺族に寄り添い、死亡に伴う手続についての負担を軽減するため、1か所、一括で手続ができる「おくやみコーナー」のニーズがあります。ご家族を亡くされて悲しみも癒えない大変な中、慣れていない作業をしなければならない、何をすればいいかも分からないまま、役所でたらい回しにされるほどつらいことはないとお察しいたします。

関係する課が情報共有を行うことにより、時間短縮や手続の漏れがなくなり、

役場で可能な手続はもちろん、相続等に必要な書類のご案内をしていただくことで、何度も役場に足を運ぶ必要がなくなり、精神的な不安を取り除くこともでき、精神的にも経済的にも支えを失ったご遺族に親身になった的確な支援やアドバイスを行うこともできます。

2016年5月に大分県別府市が設置し、2019年までに24の自治体が設置をし、おおむね好評であることから、今後も増えていくと思われま

す。令和2年の厚労省の人口動態統計月報年計（概数）の概況の中の主な死因の構成割合によりますと、死因の第1位は悪性新生物（腫瘍）27.6%、2位が心疾患15%、3位が老衰6%、4位が脳血管疾患7.5%と続き、心疾患、脳血管疾患に不慮の事故の2.8%を合わせると25.3%、死者の4人に1人の方が何の用意もされることなくお亡くなりになられている可能性がございます。

長い間ご病気を患っておられた方なら、気持ちの整理や死後の準備ができてい

るかもしれませんが、朝変わりなくいつもどおり仕事に行った人が帰らぬ人になったら、本当に耐えられないと思います。信じたくない気持ちのまま葬儀を行い、手続をこなさなければならないなんて本当にお気の毒です。ご遺族に何かの形で寄り添うことができると期待しております。

また、国民の4人に1人が75歳以上になる2025年問題に直面するのを4年後に控え、平成23年と古いデータしか見つからなかったのですが、国土審議会政策部会長期展望委員会の国土の長期展望中間取りまとめによりますと、これまで主流であった夫婦と子から成る世帯は、2050年度には少数派となり、単独世帯が約4割を占めて主流となり、また、単独世帯のうち高齢者単独世帯の割合は5割を超えるとされていますので、今後、ますます高齢者のおひとり暮らしが増えると思われま

す。

おひとり暮らしだった方が亡くなれると、離れて暮らすご遺族が手続に来られることも考えられます。また、空き家になる可能性も高く、自治会でも、雑草の剪定や建物が朽ちてきた場合、所有者が分からないために連絡が取れないこともあり問題になっています。

私が自治会長になってから、自治会費の引き落しを止める手続にご遺族の方が来られた場合、必ず連絡のつく電話番号を教えてくださいよう会計に依頼していますが、役場でならその場で空き家バンク等のご案内もでき、所有者が分からない空き家を減らすことにもつながり、また、その空き家が三郷町への転入者を増やす選択肢にもなります。

将来的には、死亡・相続ワンストップサービスの導入も踏まえ、「おくやみコーナー」の設置を要望いたしますが、いかがでしょうか。お聞かせください。

議長（高岡 進） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、澤議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

高齢化社会の到来に伴い、死亡者数は年々増加傾向にあり、本町の年間死亡者は約250人となっております。

大切な方を亡くされた遺族が行う役場での手続については、申請書類も多く、複数の窓口にもたがえることもあり、時間的な余裕もない状況の中、ご遺族の中には経済的、精神的な支えであった方を亡くしている場合もあり、遺族の今後の生活に対し、必要に応じた的確なサポートも必要な場合があります。

そのような中、本町では、平成30年12月に開催されました第4回定例会における一般質問におきまして、深木議員により同様の質問を受けまして、住民福祉課において「大切な方を亡くされたときのチェックリスト」を作成いたしました。それに基づき、職員が遺族に寄り添い聞き取りを行いながら、該当する箇所をチェックし、必要な担当課へご案内をしております。

住民福祉課では世帯主変更や障害者手帳等の手続、相続に必要な書類の案内、保険課では国民健康保険や葬祭費、後期高齢者医療や国民年金の手続、税務課では町民税、固定資産税、長寿健康課では介護保険の手続等々、その他手続についてもワンストップサービスに努めているところであります。

また、お越しになったご遺族がご高齢の方、障がいをお持ちの方、移動が困難な方に対しましては、担当課の職員が窓口に来て、庁内連携を行い、手続が円滑に行えるようご案内しております。

議員がおっしゃいます「おくやみコーナー」の設置でございますが、全国の自治体で少しずつ始まっているようですが、亡くなられた方の年齢や生活の状況はさまざまであり、必要となる手続も多岐にわたることから、役場でご案内できる範囲が限られること、また、自治体の規模、庁舎の構造、設置する場所や人員配置など課題も多くございますので、現時点では難しいものと考えております。

本町におきましては、おくやみコーナーを設置というよりも、それぞれの実情に応じた窓口対応を強化していくことが重要であると考えております。

今後につきましても、来庁者の皆様の負担が少しでも軽減できるような丁寧な窓口対応を心がけ、その方策については引き続き検討し、住民に寄り添いながら

ワンストップサービスを行ってまいります。

なお、議員からご提案いただいております空き家バンクのご案内につきましては、所有者が分からない空き家を減らすことにもつながることから、先ほどのチェックリストに追記させていただき、関係各課と連携してまいります。貴重なご提案ありがとうございました。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） いつも限られた職員の中で最大限の住民サービスをしてくださっていることは、重々承知しております。やはり限られた職員の中で、おみやみコーナーを設置し、来るか来ないか分からないのにコーナーにとどまらなければならないのは、私も正直必要がないのかなと思います。

まずは予約制にして、個別に対応するのはいかがでしょうか。予約の際に個人の情報を聞いておくことで、必要な手続を選別することができ、役場が対応可能な時間帯を指定し、その時間に来ていただければ、手続にたけた職員が対応することにより、スムーズに手続の必要な課へのご案内と関係書類の作成の手続の補助が可能になり、ご遺族にとってはもちろん、あちこちで聞かれるであろう窓口の職員にとっても、双方の時間短縮になると考えます。

ご遺族は、自分一人のためにわざわざ時間を割いてくれるということで不安も解消され、精神的にも満たされ、満足度も上がると思います。担当者を複数人で固定することにより、対応スキルのばらつきもなくなり、よりよいサービスができるのではないのでしょうか。

また、三郷町は、令和2年3月に発表されたスマートシティ構想の中で、行政活動の改革の中の業務効率化の方法の一つとして、A I や R P A の導入による作業や管理等の効率化を挙げられています。

こちらは、令和6年度までにR P Aを導入される予定なのかもしれませんが、人がやると時間がかかり、なおかつミスが生ずる可能性のあるシステム上にデータを入力・登録する作業やシステム上の入力結果を確認・照合する作業といった単純・定型的な作業を一日も早く導入したR P Aにさせ、人的ミス防止や作業時間の短縮を図り、限られた職員の中で多くの行政課題に対応するため、職員には人にしかできない仕事に専念していただき、きめ細かな心のこもった住民サービスの向上に努めていただくことを要望いたしまして、私の1問目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（高岡 進） 1 問目の質問は終了しました。続きまして、2 問目の質問に移ります。8 番、澤 美穂議員。

8 番（澤 美穂）（登壇） 続きまして、2 問目の質問、「中学生と地域住民合同防災訓練の実施について」お伺いたします。

先日、社協が災害ボランティア講座を実施されました。私が所属する奈良県防災士会の協力を得て避難所開設訓練を行いました。コロナ禍で各自治会での防災訓練が中止になる中、防災士個人の非常持ち出し袋の中身をチェックしたり、また、地域の自治会会館を補助避難所として開設する際、役場の職員を充てにするのではなく、住民である自分たちで避難所開設・運営をしなければならないことも理解していただい、非常に有意義な講座となりました。

頭では分かっているつもりでも、実際に行動するとなるとなかなかできないものですが、実際に経験したことは簡単には忘れません。

先ほども地震があったんですが、よい例を挙げさせていただきますと、3 年前の 2018 年 6 月 18 日朝 7 時 58 分頃、大阪北部地震が発生し、三郷町でも震度 4 を観測しました。

登校見守りで、最後の班の子ども達と話をしながら小学校へ歩いて行く途中、ゴーンと音がし、「あれ、風の音かな」と言うが早いか、地面からドーンと突き上げるような揺れがありました。揺れてから緊急地震速報が鳴り、近くにいた子ども達に「頭を守ってしゃがんで」と指示をし、その後本震が来るかもと、前を歩いていた班の子ども達を見に行ったら、震えながらも頭にランドセルを載せてしゃがんでいたのです。その子達に私の声が聞こえたかどうか分からない距離の子まで、班でまとまって身を守りながらしゃがんでいました。きっとそれぞれの班の 6 年生の班長が指示をしたのでしょう。

大人の私でさえ恐怖を感じた地震の中で、下級生に的確に指示を出せた班長はとても勇敢で偉いと思いました。その行動は、学校で毎年繰り返して行われている避難訓練のたまものであると確信しています。

平日昼間に災害が起こった場合、男性は仕事に行かれ、三郷町を離れている可能性が高く、町内にいて戦力になるのは中学生ではないでしょうか。

自治会でも、各地区の自主防災組織が毎年防災訓練を実施していますが、小学生ぐらいまでは保護者について参加してくれますが、実施日が土日になることから、中学生になると部活動や塾があるためにほとんど参加してくれなくなっているのが現状です。

三中は、ほかの中学校にはない消防団屯所がある全国でも珍しい中学校です。珍しいだけで終わらず、9月1日の「防災の日」にでも、地域住民と合同で防災訓練を実施してはいかがでしょうか。

本当ならば、西和清陵高校にもご協力をいただいて合同で訓練をするのが理想ですが、三中生だけでも600人近く在籍し、いきなり600人と地域住民合同で訓練となると準備も大変でしょうから、まずは一学年ずつでも実施をしていただき、卒業するまでに1回は経験をしてもらえたらと思います。

なぜ9月1日なのかというと、「防災の日」でもあり、始業式に出席し、宿題を提出、大掃除という流れだったかと記憶しています。その日は給食がないため、部活動がある生徒の保護者はお弁当を持たせなければなりません。訓練を実施すれば昼食は非常食を食べることができますので、お弁当を用意する必要がなくなり、保護者の負担も減らせると考えるからです。

訓練対象学年の夏休みの自由研究などで防災をテーマとした課題を与えていただき、その中で各家庭に配布されている三郷町ハザードマップを見ながらマイ・タイムラインを書き込み、家族それぞれが時間帯によってどこの避難所にどのように避難し、離れ離れになったとしても最終的にどの避難所で落ち合うかまで決めておけば、無駄に探し回る必要もなくなり、災害用伝言ダイヤル171を使ってお互いの無事を確かめ合い、保護者が迎えに来るのを待てばいいだけです。

各家庭の非常持ち出し袋の中身や保管場所、ローリングストック法で備蓄することについても家族で話し合うきっかけとなり、防災に無関心なご家庭の防災意識の向上にもつながればと期待します。

訓練では、車椅子を押す側、押される側の双方を体験させ、さまざまな手助けが必要とされる方の避難も想定し、相手の立場に立って「誰一人取り残さない」ためにはどうすべきかを考える場になればと思います。

訓練後の宿題として感想文を書いてもらえれば、自分自身の行動の振り返りを行うことによって次へとつながり、内容の濃い訓練になると思います。訓練の前後に、各クラス単位で避難所運営ゲーム、いわゆる「HUG」の時間も取ってもらえれば、なおよいかと思います。

保護者に連れられて参加する訓練ではなく、自ら考え、仲間と力を合わせ困難に立ち向かっていこうとする訓練は、防災意識を向上させ、地域の担い手の一員としての自覚を持たせることは非常に重要で、彼らの将来にもきっと大きな影響を与えることでしょう。

屯所だけではなく福祉避難所もある重要な防災拠点となる三中での防災訓練の実施のお考えはあるか、お聞かせください。

議長（高岡 進） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規） それでは、澤議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

本町では、昭和57年の豪雨により、急傾斜地の崩壊、地滑りの発生により1名の方が犠牲になられたほか、大和川をはじめとする河川の増水により家屋の浸水など、多数の方々が被害に遭い、その生活が脅かされることとなりました。

また、平成29年10月の台風21号では、立野地区にて大和川の増水によりJR三郷駅や周辺家屋での浸水被害が発生し、勢野地区におきましては内水氾濫により多数の浸水被害が発生したほか、東信貴ヶ丘住宅では住宅法面が崩壊し、その影響により近畿日本鉄道の運休も発生したところであります。

よって、災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による「公助」はもとより、住民一人ひとりが自発的に行う防災活動である「自助」や、身近な地域コミュニティーや自主防災組織をはじめとした地域内の住民の方が連携して行う防災活動である「共助」が必要となります。

このような中、防災活動の総合的かつ効果的な実施を図るため、三郷町防災会議におきまして「三郷町地域防災計画」を定めたところであります。

本計画では、防災教育として、災害に適切に対応する能力の基礎を培うため、児童生徒の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動を通じ、日常の備えや的確な判断の下、主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、自ら進んで活動することができるよう取り組んでいるところであります。

議員おっしゃるよう、三郷中学校は消防団屯所を併設しており、生徒が消防団活動を目にすることで防災意識を高めることができる全国的にも珍しい中学校です。また、その隣には福祉避難所も併設していることから、これらをうまく活用し、中学生向けの防災訓練ではどのようなことができるのかを、日程やどの学年かも含めて、奈良県防災士会や三郷町自主防災会、消防団員の方々からのアドバイス等や訓練への参加のご協力を得ながら、防災担当課と中学校とも協議を行いながら訓練を実施してまいりたいと考えております。

最後に、今後、さらなる防災教育の推進に当たり、地域と連携した実践的な防災教育の実施に向けて、児童生徒を地域で行われる防災訓練等々に参加するよう

促すなど、日頃から防災意識を持ち、自ら正しい備えと適切な行動が取れる人に成長してもらえるように努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

8 番（澤 美穂）（登壇） これは、町長、教育長だけではなく、校長先生のご理解がなければ実現しない訓練であると理解しておりますので、理想とすることをご答弁をいただけて感激しております。

わざわざ申し上げるまでもなく、今朝も地震があったこともあり、南海トラフ地震が30年以内に起こる確率は70%から80%と言われていますが、その確率は毎年1%ずつ確実に上がっています。

私の年代になるとちょっと分からないですが、今、中学生の彼らは、これからの長い人生の中で大震災に確実に遭遇すると考えられます。彼らが、無事にけがもせず生き延びてくれることを願わずにはられません。阪神・淡路大震災の惨劇を知らない彼らに繰り返し訓練をさせ、生き延びるすべを身につけさせることが、私たち大人の使命ではないでしょうか。

行く行くは、三中だけではなく、給食センターも福祉避難所になっていることから、各小学校も地域住民と合同で訓練を実施していただくことを強く要望します。

また、文科省による平成30年度の学校安全推進に関する計画に係る取り組み状況調査の中で、児童生徒等を対象とした自動体外式除細動器、いわゆるAEDの使用を含む応急手当ての実施を行っている学校を、国立、私立、公立中学校に分けて調査されています。

三中はその中でどこに入るのか分かりませんが、公立中学校9,254校中、全ての児童生徒を対象にAEDの実習を行っている学校は2,603校あり、全体の28.1%、一部の児童生徒等を対象に実習を行っている学校は4,305校で、全体の46.5%がAEDの実習をされています。

コロナ禍ということで難しいかもしれませんが、できれば中学生のうちに心肺蘇生法とAEDの操作を身につけさせるべく、ぜひ取り入れていただきたい実習です。スキルと勇気を備えていれば、他人だけではなく、大切な家族をも助けることができます。

突然心停止して倒れた場合、その場に居合わせた人が心肺蘇生を行えるかどうかで、予後を大きく左右すると言われていています。保健体育の授業の中だけではな

く、防災教育の一環として、消火器の扱いと同様に、誰かの命を守るスキルを身につけるための繰り返しの訓練実習の実施も強く要望いたしまして、私の2問目の質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。8番、澤 美穂議員の質問は以上をもって終結します。

次の質問は、通告順2番、高田好子議員であります。先般の議会運営委員会において、高田好子議員の1問目の質問「防災・減災対策について」、通告順3番、南 真紀議員の「要支援者の個別避難計画について」は、関連質問であることが決定されています。

よって、議会運営委員会の申し合せのとおり、高田好子議員は先に2問目を質問し、次に関連質問の1問目を行い、質問終了後に、南 真紀議員の質問を行います。南 真紀議員の質問は2回までとし、質問時間は高田好子議員と合わせて1時間以内とします。

それでは、6番、高田好子議員。一問一答方式で行います。

6番（高田好子）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、先般通告させていただきました項目「居住支援の強化について」質問させていただきます。

住まいは、安定した生活に欠かせない基盤であり、全世代型社会保障の基盤になります。近年は、空き家が増え、民間賃貸住宅の空き巣が増加する傾向にある一方で、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅は大幅な増加が見込めない状態にあります。

そのような中、ひとり暮らしの高齢者や障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人等、今後も増加をすると見込まれております。また、頻発する災害による被災者への対応も急務となっております。さらには、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、離職や収入の減少などにより家賃や住宅ローンの支払いに悩む方が増加傾向にあり、住まいと暮らしの安心、安定を確保する居住支援の強化は大変重要な課題であると考えております。

コロナ禍において、生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金の利用が全国的に増えています。国は、住居確保給付金について要件緩和を行うなどし、利用を進めております。

そこでお尋ねいたします。本町における住居確保給付金の申請並びに支給決定件数をお聞かせください。あわせて、前年度と比べてどの程度増えているのかもお聞かせください。また、給付金の利用者の状況をどのように把握されています

でしょうか。

全国的には、住居確保が困難な方が増加していることを踏まえて、国から新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い住宅を失った者の公営住宅への入居についての通知が出されていることを受けて、公営住宅を一時的に提供する自治体も増えております。新型コロナウイルス感染症の対策として、町営住宅の提供状況もお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、高田議員のご質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、コロナ禍においての生活困窮者自立支援制度における住居確保給付金についてご説明させていただきます。

住居確保給付金とは、離職されて経済的に困窮し、家賃等が払えずに住居を失ったり、失うおそれのある方に対し、給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図るための制度です。

対象となる方は、65歳未満であって離職後2年以内の方、ハローワークに求職の申込みをされている方が対象で、生活の土台となる住居を整えた上で就職に向けた支援も行います。奈良県では、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターが窓口となっております。

申請、支給決定件数につきましては、同数で、令和2年度につきましては、奈良県全体で111件、うち三郷町に住所がある方は14件となっており、今年度は10月末現在で、県全体で31件、うち三郷町は4件となっております。今のところ、昨年度と比較して減少傾向となっております。

また、給付金利用者の状況把握については、生活困窮の相談に来られた方に対し、町では制度の紹介を窓口で行い、県自立サポートセンターに引き継いでおります。

今後も、SDGsの理念にのっとり、生活困窮の相談支援の中で、生活費の一つである家賃を支給する住居確保給付金の利用を促進することで、生活面での不安を解消し、自立に向けた就職活動に注力することができることから、まず制度を知ってもらうことが重要であると考えておりますので、県自立サポートセンターと連携しながら、広報、ホームページ等を活用して周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、水口環境整備部長に交代いたします。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。私のほうからは、町営住宅の提供状況についてお答えさせていただきます。

町営住宅の一時的な提供につきましては、このたびの新型コロナウイルス感染症による対応に限らず、以前より、大規模災害時における被災者支援として住宅提供を行っております。

具体的に申し上げますと、平成28年の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部地震、同年7月の豪雨災害時において、提供可能住宅として3戸、令和元年の東日本台風では2戸の住宅提供を申し出ておりましたが、いずれも入居される方はございませんでした。

また、平成29年10月の台風21号豪雨による東信貴ヶ丘の宅地崩落災害では、1件の申し出に対し住宅提供を行い、復旧までの約2年間居住された実績がございます。

なお、このたびの新型コロナの影響により生活が困窮されている方に対する住宅提供はございませんが、本町では、大規模災害、また新型コロナウイルスのような社会、経済、生活までを揺るがす感染症が蔓延する場合など、相談があればいつでも対応できる重層的支援体制を取っておりますので、今後においても、その体制を継続し、必要に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 住居確保給付金については、本町としては、相談事があれば中和・吉野生活自立サポートセンターにつないでいただいているということでした。住居確保給付金については、部長のほうからもご説明があり、一定の要件を満たす場合支給がされているということで、コロナ禍で対象拡大もなされているということでした。

しかし、支給開始の時期によって、年末年始に支給期限が切れる方がおられるのではないかと懸念しております。支給期間の延長もお聞きしておりますが、延長されたとしても、支給期間終了後に引き続き支援が必要な方は確実にいらっしゃると思います。そのような方々の支援をどのようにしていかれますでしょうか。また、生活自立サポートセンターとの連携も密にさせていただきますでしょうか、お伺いいたします。

本町では、共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備を進めていただい

おり、大変高く評価をいたしております。いわゆる断らない相談支援を具体化するための重層的支援体制整備事業です。

内容としては、本人や世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援、社会とのつながりを回復する支援、地域における多世代の交流や活躍の機会と役割を生み出す支援と、大きく3つの支援が柱となっております。

今回の居住支援のための直接的な事業ではありませんが、コロナ禍の長期化による影響で、家賃や住宅ローンが払えなくなるなど住まいに不安を抱えておられる方は、住まいの問題だけではなく、複雑な課題やリスクを抱えておられるケースが少なくありません。

こうした方々を誰一人置き去りにすることなく、県などと連携を図り、住宅セーフティネット制度などさまざまな制度を活用し、居住支援の強化に取り組んでいただけることを強く要望します。

ご答弁をお聞きし、私の1問目の質問を終わらせていただきます。

議長（高岡 進） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） それでは、高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいますように、住居確保給付金は、令和2年度中に新規申請をして受給を開始された方につきましては、令和3年1月1日以降は最長で12か月まで延長することが可能となっております。このことから、今月で給付金の支給が終了された方のサポート体制につきましては、中和・吉野生活自立サポートセンターと連携を密にし、対象者に対しましては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により、生活困窮に陥ることがないように、三郷町の重層的支援体制の枠組みの中に新たに住環境も加えるなど、SDGsの理念であります「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、柔軟に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。6番、高田好子議員。

6番（高田好子）（登壇） それでは、2問目の質問に移らせていただきます。「防災・減災対策について」でございます。

災害時に避難行動や情報伝達、避難活動等に特に配慮を要する方を「要配慮者」と言います。法令では、主として高齢者、障がい者（児）、乳児、妊婦、その他の

配慮を要する者と具体的に示されておりますが、ご高齢であっても、また障がいをお持ちであっても、ご自身で安全に避難をする方もいらっしゃいますので、どういった配慮が必要であるかは、お一人お一人の状態をしっかりと把握し、個々の状態に応じた避難支援をしなければ、実効性のあるものにはなりません。

近年の自然災害は頻発・激甚化しており、高齢者や障がい者など、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者が、逃げ遅れ、犠牲となられるケースを多く目にします。

昨年の熊本県中心の7月豪雨においても、犠牲者のおよそ79%が65歳以上であるなど、いまだ多くの高齢者や障がい者が被害を受けており、避難支援について課題があります。

災害時自ら避難することが困難で支援を必要する方の名簿「避難行動要支援者名簿」の作成については、市区町村に義務づけられていることから、令和2年10月時点で名簿を作成した市区町村は99.2%に達していますが、要支援者ごとに避難方法や避難先、手助けする人などをあらかじめ定めておく「個別避難計画」の策定については、未策定の市区町村は33.4%、一部策定済みは56.9%、対象者全員の計画を策定済みは9.7%と約1割にとどまり、あまり進んでいないのが現状です。

国においては、災害時の迅速な避難支援を強化するための改正災害対策基本法が令和3年4月28日に成立し、5月20日に施行されました。災害時に支援が必要な高齢者や障がい者など、要支援者ごとの「個別避難計画」の策定を市区町村の努力義務とすることなどが柱となっています。

そこでお尋ねいたします。本町における「避難行動要支援者名簿」の作成状況についてお聞かせください。

また、本町では、難病患者のうち、自力避難が困難な方を避難行動要支援者名簿の対象とされていますでしょうか。県との連携は図られていますでしょうか。

また、高齢者や障がい者の方など、要支援者ごとの「個別避難計画」の作成に当たり、これまでの具体的な取り組みと進捗状況及び課題についてお伺いいたします。よろしくお願いたします。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、高田議員のご質問にお答えさせていただきます。

近年、自然災害が頻発・激甚化する中、災害時に自力で避難することが困難な

避難行動要支援者の方の命をどのように守っていくのかについては、防災対策の中でも喫緊の課題であると認識しております。

ご質問の「避難行動要支援者名簿」につきましては、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により作成が義務づけられ、本町では、平成28年2月より住民情報システムと連携した避難行動要支援者支援システムを導入し、毎年度、最新の名簿に更新しております。

令和2年度の状況といたしましては、全体対象者3,471名、うち同意者1,808名、不同意57名、未返信者1,606名となっております。

なお、本年度におきまして、臨時交付金を活用して新たなシステムを調達し、9月より運用を開始しており、同意の確認を現在進めているところでございます。

また、自力避難が困難な難病患者の方につきましては、三郷町の避難行動要支援者名簿には掲載しておりませんが、難病指定は保健所が行うことから、把握している奈良県が本人の同意を得た上で作成し、市町村へ情報提供しております「奈良県災害時難病患者要援護者台帳」を町といたしましては保有しております。今後におきましても、奈良県と情報共有を図りながら連携してまいりたいと考えているところでございます。

次に、議員ご質問の「個別避難計画」についてであります。改正災害対策基本法が令和3年5月20日に施行され、災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者の個別避難計画の策定が自治体の努力義務となりました。

そこで本町では、まずは住民の方に、お住まいの地域が危険であるかを知っていただくことが必要と考え、最新のハザードマップを作成し、全戸配布させていただきました。そして、浸水地域や土砂災害特別警戒区域内（レッドゾーン）に、自力避難が困難な避難行動要支援者が地図上でどこに何人おられるのかを把握することから始めている状況でございます。

今後、計画の策定に当たり、留意する点として、支援を受ける方の状況等をよく把握し、信頼関係も期待できる福祉専門職の参画、避難を支援する方の確保、支援する方の負担感の軽減、個別避難情報の支援者への提供などが挙げられます。これらを踏まえ、国から示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、個別避難計画策定に向け取り組んでまいり所存でございます。

なお、現在進めております本町の「重層的支援体制」は、従来の相談体制だけにとどまらず、防災、SDGsまちづくりも含めた全庁的な連携体制で臨んでいるところでございます。

その重層的支援体制と今回ご質問の個別避難計画とは深い関係性にあることから、現在策定中であり「重層的支援体制整備事業実施計画」に個別避難計画を明記し、その中で全庁一丸となって実効性のある計画を作成してまいりたいと考えております。

そして、SDGsの理念であります「誰一人取り残さない地域共生社会」の実現を目指してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 今、部長のほうからご答弁をいただきました。避難行動要支援者名簿の更新を毎年されているということで、最新の状況を確認させていただきました。

コロナ禍ということもあり、さまざまご苦労していただいていることは理解しております。国においては、自ら避難することが困難な方のうち、先ほども言っていたいただきましたが、ハザードマップ上で危険な区域に住む者や独居または夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画を定めるところにより、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただきたいとの考えがあります。

優先度や作成目標なども定めていただき、まだ返信をいただいていない方、不同意者など、よりその比率を高めていくことにも努めていただきたいと思っております。まずは、同意をしていただかないと個別避難計画は立てられませんので、よろしく願いいたします。

個別避難計画作成の制度が始まったのが平成17年で、制度の開始以来17年が経過し、その間、東日本大震災をはじめ、多くの災害を経験しているにもかかわらず、個別避難計画の作成が進んでおりません。その原因として、個別避難計画には法的根拠がないことや人員やノウハウ、財源不足などの課題が指摘されています。

そのことも踏まえて、改正法では、個別避難計画の作成を市区町村の努力義務とし、ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職による個別避難計画の作成費用について交付税措置が講じられることなどが示されております。

具体的には、福祉専門職の参画や財政の確保、連携強化など、どのように進めていかれるのでしょうか。先ほど福祉専門職の参画ということもお聞きしましたがけれども、それ以外でどのように進められるのか、お考えをお聞かせください。

次に、福祉避難所ですが、福祉避難所は、要配慮者の方々が良好な避難生活ができるよう、障がい者用トイレのバリアフリーや医療的ケアに不可欠な非常用電源設備、介護や医療処置に必要な水の確保といった、支援が必要な高齢者や障がい者を受け入れる設備が整っております。

しかしながら、要配慮者の中でも、重度の障がい者や要介護度の高い方、またオストメイトと言われる人工肛門を造設されている方、多動性自閉症などの発達障がいの方にとっては、たとえ一時的であっても一般の避難所での対応が著しく困難であります。にもかかわらず、福祉避難所へ直接避難することは認められておりませんでした。

この課題に対して、国は、本年5月に改定されました「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の中で、地域防災計画や個別計画等の策定プロセスを通じて、事前に避難先である福祉避難所ごとに受け入れる者の調整等を行った上で、福祉避難所等への直接の避難を促進していくことが妥当であると、直接避難の必要性を示しておりますが、本町の現状と今後の対応についてお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。高田議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目につきましては、個別避難計画作成の際に、福祉専門職、ケアマネジャー等の参画をどのように進めていくかといったご質問であったかと思いません。計画策定に当たりましては、福祉専門職ケアマネ等の参画は非常に重要であると認識しております。

本町の個別避難計画につきましては、先ほども申し上げましたように、重層的支援体制の中で策定していく予定としております。重層的支援体制には、社協が中心になっていただいております。そこにはもちろん福祉専門職の方が在籍されておりますので、その中でつくるということで、社会福祉専門職の方が参画しての策定になると考えているところであります。今後も、社協と連携をしっかりと図りながら進めてまいりたいと考えております。

2つ目のほうは、体の不自由な方が福祉避難所にこういった形になっているのか、現状ということでお話があったかと思いません。配慮の必要な方が、福祉避難所がいっぱい入れないといった状況は本末転倒でありまして、避けなければならないことであると考えております。

そしてまた、福祉避難所というのは環境がよい、状況がよいということから、多くの方が詰めかけてしまうという現状がございます。近年多くの方が避難された事例といたしましては、平成29年の台風21号のとき以来ないのですが、その当時、福祉避難所は給食センターのみでありました。現在は三郷中学校にもあって2か所あるんですが、当時、給食センターが人気で、先にかなり多く詰めかけたということがございました。そのときに体の不自由な方が入れなかったということは聞いておりませんが、もしかしたらあったのかもしれない。そういったことが、後に検証を行いまして課題として挙がりまして、検討した経緯もございます。

それからは多くの方が避難した事例はないんですけれども、当然優先すべきと考えておりまして、そこで福祉避難所は要配慮者のみにしたらいいのかなという意見もありました。が、近所の方が来られたときに「いや、ちょっと」ということはなかなか難しいところがございますので、条件といたしまして、まず来られたときに、ここは福祉避難所ですよということをお伝えさせていただいて、体の不自由な方が来られた際にはお譲りいただいて違ったところに変更してもらえることを事前にお伝えしていくという方向で現在は考えております。

現在2か所ある福祉避難所を有効に活用いたしまして、配慮を必要とされる方が安心していただけるように今後も努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

6番（高田好子）（登壇） 必要があれば、福祉専門職との連携、社会福祉協議会としっかりと図っていくというお答えでした。

また、2か所ある福祉避難所で、その希望される方は現在まだ把握されていないかなという感じではあるんですけれども、条件付で直接避難も考えてくださるというふうにお取りいたしました。避難される方にとっては、やはり負担軽減になると思いますので、検討していただきたいと思います。

また、施設側の運営体制、受入れ体制等も、コロナ禍でもありますので、いま一度確認をしていただき、いざというときに円滑かつ迅速な避難につなげていただきたいと思いますので、そちらもよろしく願いいたします。

改正災害対策基本法により、避難情報が見直されました。住民の間で「勧告」と「指示」の違いが理解されず、本来は避難を始めるべきタイミングである「避

難勧告」で避難しない人が多く、実際差し迫った状態で発令する「避難指示」まで動かず、逃げ遅れる事例が多数起きておることから、警戒レベル4については「避難勧告」を廃止し「避難指示」に一本化され、警戒レベル3については名称を「高齢者等避難」にするなど、避難を始めるタイミングや対象が明確になりましたが、実効性を高めるためには住民への周知及び啓発は欠かせません。

新たな避難情報チラシやハザードマップも2回配布していただいておりますが、今後もあらゆる機会を通じて周知啓発を図っていただきたいのですが、どのように取り組まれるでしょうか。あわせて、導入していただいている被災者支援システムの現状もお聞かせください。

個別避難計画については、災害時にお一人お一人に合った計画を作成することによって、災害時のみならず、平時の地域福祉の強化にもつながります。作成の過程も大事にしながら、引き続きお取り組みをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

ご答弁をお聞きし、私の2問目の質問を終了させていただきます。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。高田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

避難情報の見直しを行ってからの周知の状況ということでございます。議員もおっしゃいましたとおり、ハザードマップやチラシ等は配布させていただいておりますが、まだまだご理解いただけていない状況であるのかなと理解しております。もっと今後理解していただくためには、コロナ収束後にはなるのかもしれませんが、今できておりません訓練をしっかりと行っていきまして、その際にもっとしっかりとした周知を図ってまいりたいと考えております。

そしてもう1点、被災者支援システムということで、現在の状況ですが、令和2年の10月に西宮市情報センターでシステムをインストールさせていただきました。令和2年度には臨時交付金を活用して連携対応業務ということでデータ抽出が可能となっております。そして、令和3年の6月に運用を開始しております。毎週月曜日に対象データを更新させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 2問目の質問が終了しました。

それでは、関連質問として、3番、南 真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 関連質問ということで、ちょっと緊張しております。

私は、「要支援者の個別避難について」に特化して質問させていただくことになっておりました。今、支援を要する方々への個別避難計画については、社協との連携だということで答弁がありましたが、重層的整備体制というのは、重層的というだけに社協の仕事がかなり増えるかと思えます。

今年の夏に、新聞にも、こうやってカラフルな、個別避難体制について報道されました。朝日新聞ですけれども、こんなふうに出ていました。

この中に、先ほども交付金の話が出ていたんですけれども、「重視しているのが福祉関係者の参画だ。専門職に計画づくりに参加してもらえるよう、1件当たり7,000円程度の報酬を自治体が支払えるよう、予算を国が今年度から確保した」と、このような朝日新聞の報道もありました。

ぜひこういった制度をしっかりと使って、社協だけに負担が大きくなるよう進めていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。南議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、国が予算を確保しているといったお話でありました。普通交付税の中で、基準財政需要額の中の項目として算入されているのは確かでございます。それは1人当たり7,000円ということで算出されているので、交付税の中に含まれているというのがあります。

そういった中で今後は進めていこうと思うんですが、費用につきましては、社協のほうへ委託料であったり、補助金といったところを支出させていただいているのがあるということをご理解いただきたいと思えます。

また、過度な負担にならないようにということでお話があったかと思えます。その辺りは、しっかりと見極めていきたいと思っております。

個別避難計画は、まだこれからの状況でありまして、手探りの状況でございます。令和3年度には、国のほうで、効果的な、効率的な作成方法を構築するために個別避難計画作成モデル事業というのが実施されております。そのモデル団体は、市町村で34団体、都道府県が18団体ということで現在実施されておるんですけれども、そこで得られた知見を活用して、しっかりと今後進めていきたいと考えております。

そして、進めていく中で人員が不足するようであれば、その辺りも含めましてまた検討はさせていただきたいと考えております。

議長（高岡 進） 6番高田好子議員の質問及び3番、南 真紀議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、5番、先山哲子議員。

5番（先山哲子）（登壇） 議長のお許しを得まして、私の質問、「新型コロナワクチン接種について」質問いたします。

スムーズに質問、答弁いただいて、昼までには終わらせたいと思いますので、よろしく願いいたします。

11月初めの国の発表によりますと、日本国内のワクチン接種人数は、1回目9,838万8,710人、全人口比で77.7%、7、7、7がフィーバーしております。2回目9,220万7,051人、全人口比72.8%となっております。

国内の感染者は、ご存知のように大きく減少しております。人口10万人当たりの感染者率は、第1位は山陰の島根県の4.9人です。山陰は感染者がいつも皆さんテレビでご存知のようにゼロ、ゼロ、ゼロが多かったんですけども、人口比から言うと島根県は第1位でありました。5位は大阪府の2.97人、7位は奈良県はどうしても大阪のほうにお勤めの方が多いので連動しております。奈良県の2.03人、非常に不名誉な全国上位にランクされておりました。

ワクチン普及で全国的に感染者は大幅に減少し、治療新薬も開発され、明るい兆しが見えてきたと思っておりましたら、この質問書を出したあと、つい先日、5日ぐらい前ですか、オミクロンという厄介なウイルス感染が広がっているということ、皆さんご存知のとおりでございます。

これは未知数の部分があるんですけども、これまでで最も激しい変異で、最悪で、怖いとBBCは伝えております。オミクロンは、南アフリカを中心にヨーロッパ各地をはじめ、世界で、先日までは27か国だったのが、今日のニュースではさらに増えて33か国の地域で拡大感染をしております。

皆さんニュースでご存知のように、南アフリカと南米ペルーからの入国者2人がオミクロンに感染と確認されております。感染力が強く、重症化しやすいと言われております。既存のワクチンも多少は効果あるとかないとか、まだはっきり分かっておりません。いろいろ言われてはおりますが、新しいワクチン製造には数か月を要すということです。第6波の到来のおそれも出てきました。

18歳以上への3回目のワクチン接種が、この12月1日から、まず医療従事者に実施されております。2回目接種から3回目はおおむね8か月以降と基本的

にはされておりますけれども、リスクのある方、高齢者は前倒しで6か月に早くすることが望ましいとも言われておりますが、自治体の判断に任せているというところもあるようです。政府の言うことも、大変なのは分かりますが、皆さんご存知のように、報道ニュースではころころと内容が変わっております。

三郷町においての接種申込み方法、1回目のときは、高齢者はパソコンを使えない方が多いですし、また電話での申込みは全然つながらないとか、いろいろと争奪戦でパニック状態だったことは皆さんご存知のとおりです。その後、申込み方法を変えてスムーズにいておりますので、こういったパニックは起こらないと思います。しかし、どのような方法で進めていくのか、皆さん気にしているところがございます。

前のように75歳以上とか65歳以上とか年齢別の区切りの申込み順はあるのでしょうか。また、会場は文化ホールとは思いますが、これも確認したいと思います。接種期間、多分2月から6月ということは聞いておりますけれども、今のところではっきりした接種期間の日程、年明けて何月から何月まで、現在の時点で分かっている範囲で、予定、段取りをお聞かせください。

まず申込み方法、年代別の申込み順序、区切りはあるのかどうか、会場の件、それと接種期間、これをお聞かせください。

議長（高岡 進） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、先山議員のご質問にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃいますように、3回目の新型コロナワクチン接種が12月1日から開始されることが決定いたしました。感染状況が落ち着いている現段階では、対象者は新型コロナワクチンを2回接種した方で、接種時期は2回目接種後から原則8か月が経過した18歳以上の方となっております。

ただし、地域の感染状況やクラスターの発生状況など特殊な状況の場合には、2回目の接種から6か月経過した方も、事前に自治体が厚生労働省と相談した上で対象にするとしておりました。

当初、このような答弁をつくっておったのですが、昨夜、政府は新たに変異ウイルスオミクロン株の感染拡大を受け、2回目から8か月以降としている原則を自治体の判断で前倒しする方針を固めました。今後、前倒し接種が可能な自治体から接種を行うよう、厚労省が来週中にも通知する方針ということでございます。

なお、12月から接種される方につきましては、先行接種で接種した医療従事者が必然的に対象となっております。

本町の今後の予定といたしましては、ワクチンの供給量を考慮しながら対象者に接種券を送付する予定で、前回の反省点も踏まえまして、75歳以上の方については、集団での接種希望をはがきでお伺いし、日程調整を町で行う予定をしております。74歳以下の方につきましては、コールセンター、インターネット、ファクスでの予約となります。接種体制につきましては、個別接種と文化ホールでの集団接種を併用していく予定としております。

また、前回と同様に、ご高齢の方や障がいをお持ちの方など、接種会場への移動手段が困難な方につきましては、タクシーの借り上げ、また、在宅の方や高齢者施設の方の接種につきましては、町医師会と協議を重ねながら、より多くの方がスムーズに3回目の接種ができるよう体制を構築してまいりたいと考えております。

これらの実施に向け、現在、生駒郡4町で詳細について協議を重ねているところであり、集団接種の開始時期につきましては、先ほどの前倒しの話もありましたが、今のところ2月の中旬以降をめどに実施する予定となっております。

しかしながら、昨夜の報道にもありましたように、前倒しということになりましたら、この2月中旬という時期が少し前になる可能性もあるんですけども、その辺はまだ通知等も来ておりませんので、今後、しっかり情報収集をしながら対応してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、新たに5歳から11歳の子どもへのワクチン接種が承認された場合、早ければ来年の2月頃から始められる可能性があるとして、厚労省は接種の準備を進めるよう全国の自治体に通知もされております。

このように、現段階で国の分科会で決められた内容を基に準備しているため、日々情勢は変わり、今後変更する可能性は大いにございます。

町といたしましても、今後も国、県の動向を注視し、さまざまな情報収集しながら、また近隣町の状況を見ながら、より安全にワクチンを接種していただけるよう周知徹底的し、ワクチン接種と感染防止対策の2枚看板で「誰一人取り残さない」ワクチン接種に取り組み、脱コロナに向けて努力してまいります。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

5番（先山哲子）（登壇） 予定としてはおおむね分かりました。国の方針によって、

またころころ変わるかとは思いますが。

接種期間は、2月中旬から、また前倒しの可能性もということでしたが、大体6月まで予定と私は思っていたんですけれども、国のほうで5歳から11歳までの子ども達が承認されれば、また期間が延びるかなと思うんですけれども、今のところは6月ぐらいをめどにしているんでしょうか。それをもう一度お聞きしたいと思います。

当町では、第1回、2回のワクチンはファイザー製でございましたけれども、国のほうではほかの交接種も可能としております。この点、三郷はどのようになっていますでしょうか。

また、以前は個別接種もしておりましたけれども、このことについても分かる範囲でお聞かせください。

質問は、この再質問だけで終わらせていただきます。12時までには終わると。

議長（高岡 進） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。先山議員の再質問にお答えさせていただきます。

接種期間につきましては、先山議員がおっしゃいましたように、おおむね後ろ6月末頃と予定しております。当初は、2月中旬以降開始して、国のほうも最初は7月末までという話でありましたので、三郷町としては6月末ぐらいまでには終わるかなという想定はしておったんですけれども、前倒しの話が出てきましたので、この辺は少し流動的になるのかなと考えているところでございます。

ワクチンにつきましては、当初ファイザー製をということで、2回目接種は三郷町では集団接種、個別接種ともにファイザーを使用しておりましたが、国のほうから配分が、また県のほうからもあるんですけれども、今のところ具体的な確実な数字というのは出ていないんですけれども、スタートはファイザーで始めさせていただいて、特に個別接種も併用していきますので、個別接種については恐らくファイザー社製になる可能性があるのかなということと、集団接種につきましては、それこそワクチンの供給量によりますので、スタートがファイザーになるのかモデルナになるのか、その辺は今のところきちとした回答ができなくて誠に申し訳ないですけれども、交接種になる可能性もあるということでご理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 5番、先山哲子議員の質問は以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開午後 1 時。

休 憩 午前 11 時 38 分

再 開 午後 1 時 00 分

議長（高岡 進） 休憩を解き再開します。

それでは、1 番、神崎静代議員。一問一答方式で行います。

1 番（神崎静代）（登壇） では、「自然環境・住環境を破壊するメガソーラー設置に関する条例制定を」ということで質問いたします。

2012 年 7 月に、FIT、再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度がスタートし、太陽光発電の買取り価格が 1 キロワット時当たり 40 円と、家庭向け電気料金の 2 倍近くになり、金融機関から借り入れても売電収入で返済できる事業採算性が生まれました。これにより、市民や地域主導で再生可能エネルギーによる発電を進めたい市民電力は、全国で 1,000 基を超えるまでになりました。

しかし、FIT の恩恵を受けたのは、市民電力だけではなく、大規模な太陽光発電システムを建設できる土地を購入するだけの資金力を持つ企業や投資団体は、辺り構わずメガソーラーを建設してきました。この要因としては、買取り価格が発電規模の大小を問わず一律だったこと、資金がだぶつく金融機関が融資したことが挙げられますが、自治体に土地利用規制がなかったことも要因として考えられます。

利益優先的企業による導入では、自然破壊や生活破壊をもたらす事例が多く、日本各地で反対運動が頻発しており、奈良県内でも、お隣の平群町、山添村で反対運動が起きています。

こうした状況から、県レベルでは和歌山県、兵庫県、岡山県、山梨県の 4 県が、奈良県内では宇陀市、御所市が条例をつくっています。三郷町でも条例をつくるべきだと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼します。神崎議員のご質問にお答えいたします。

平成 24 年 7 月 1 日、再生可能エネルギー利用を促進するため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法」、通称 FIT 法が施行されました。

この法律により、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー源を用いて発電された電気を国が定める価格で一定期間電気事業者が買い

取ることを義務づけられました。

法律の施行から5年間で、全電力量のうち、自然エネルギーの比率が9%から15%まで引き上げられ、地球温暖化への影響がある二酸化炭素の削減など脱炭素社会の実現に大きく寄与してまいりました。

しかしながら、ご質問にもありますように、環境に優しいはずの再生可能エネルギーの導入が自然破壊等の環境問題を引き起こすという皮肉な現実があり、また、設置事業者と地域とのトラブルが全国で相次いで発生していることも事実でございます。

特にメガソーラーに関しては、隣の平群町でも、報道があったように住民の反対運動が起き、裁判にまで発展するケースもあり、大きな社会問題となっております。

このことから、都道府県や市町村レベルで太陽光発電施設の設置を規制する条例を制定する自治体が増えてきており、奈良県内では、宇陀市、御所市が既に条例を制定しております。

その内容は、事業者及び土地所有者等の責務の明確化や事前協議、地元説明会の義務化、事業禁止区域と抑制区域の設定などがあり、適用範囲については、宇陀市では事業面積が500平方メートル以上または発電出力50キロワット以上で、御所市においては産業用として区分される最小の発電出力10キロワット以上で適用となるなど、自治体によってさまざまです。

また、奈良県においても、今年度中の県独自のガイドライン策定に向けた議論がなされており、単に書類だけで判断するのではなく、現地調査を行った上で判断することが盛り込まれるようであります。

本町では、県や周辺自治体の動向を注視しておりますが、現在、メガソーラー自体を規制する法律がなく、まずは国がしっかりと法整備を行うことが最優先であり、その上で、本町独自の条例が必要かどうか、また、再生可能エネルギーの設置を規制する条例が地球温暖化対策の妨げとならないよう慎重に検討すべきであると考えております。

本町は、平成30年8月に「SDGs環境未来都市宣言」を、令和3年3月には「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、「人にもまちにもレジリエンスなスマートシティSANGO」の実現に向け、全庁挙げて脱炭素に向けた取り組みを推進しているところです。

もちろん、再生可能エネルギー導入の推進が自然環境の破壊や防災面などで住

民生活を脅かすようなことは絶対にあってはなりません、再生可能エネルギーの促進と安心・安全なまちづくりがうまく調和できるよう取り組んでまいりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 条例については、県あるいは国の動向を見ながら考えたいということだったと思います。地球温暖化のことを考えれば、再生可能エネルギーも推進しなければなりません。そういった問題との兼ね合いもありますので、条例制定に当たっては、しっかりした内容を検討することが大切だということは分かります。

国とか県がつくってくれたら三郷町でつくる必要がないのかもしれませんが、そういった動向を見て、やはり必要だと思うときにはぜひとも検討していただきたいと思います。

ただ、そういう動向を見ながらということであると、今は条例がない状態になってしまいうんですけれども、もし三郷町でそういった利益優先型の企業がメガソーラーを造りたいということが起こった場合、住民も町も知らないうちに事が進んでしまうといった心配はないのでしょうか。その点についてお答えください。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。神崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

現時点では、法令もなければ県のガイドラインもない状態なので、事業自体を止めたり、制限をかけたりにすることはできかねます。しかし、そういった事業が実施されるに当たっては、関係法令に基づいて各種届出、許可申請が必要となってくる場合がございます。

例えばですけれども、事業用地が農地であれば農地法、山林の立ち木を伐採する場合、それから新たに森林の土地所有者となった場合、また1ヘクタールを超える森林開発など、これらは森林法という法律がございます。

それから、一定面積以上の土地取引の契約をした場合は、国土利用計画法等々の法律がありまして、そこで事業目的が明らかになってくることから、知らない間に事業がどんどん進んでいくということはないと思われまます。

とはいいいましても、メガソーラーの設置を目的としたこういった届出が出てくれば、県と十分相談しまして、慎重に対応してまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、再生可能エネルギーの促進が環境破壊を招くことがないように、また厳格なルールづけによって地球温暖化対策に逆行することがないように、ちょっと今は時期尚早だと考えておりますけれども、今後条例を制定するような動きになっても、うまくバランスの取れたものでつくっていただければなと思っております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1問目の質問は終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） 2問目の「不登校の現状と対策について」質問いたします。

2020年度に30日以上登校せず不登校とみなされた小中学生は、前年度より8.2%増の19万6,127人で、過去最多だったことが文部科学省の調査で分かりました。

主な要因は、無気力・不安が46.9%と最多で、生活の乱れ・遊び・非行が12.0%でした。こうしたことから、不登校の増加について文科省は、コロナ禍による一斉休校や分散登校などにより生活リズムが乱れやすくなったこと、また、学校行事や部活などが制限されたことが影響したと見ています。

また、不登校ではないんですけれども、コロナ感染を避けるため30日以上出席しなかった、こういった小中学生が2万905人だったことも同時に報告されています。

三郷町では、そういう方がいらっしゃるのかどうかも含めて、もし分かっているようでしたら、それも含めて三郷町の不登校の状況について、それと不登校の児童生徒に対してどのような取り組みをされているのか、お答えください。

議長（高岡 進） 渡瀬教育部長。

教育部長（渡瀬充規）（登壇） 失礼します。それでは、神崎議員の2問目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、議員おっしゃった新型コロナウイルスの感染回避という理由で登校できない児童が全国では2万人となっており、三郷町ではどうなっているのかというご質問ですが、現在、中学校で1名、それに該当する生徒がいます。これは、その生徒の保護者が学校内で新型コロナウイルスに感染するリスクがあるため子どもを登校させるのが怖いというもので、小学校6年生から現在に至っております。

この生徒に対しての学習につきましては、小学校時には家庭訪問等により課題

のやり取りを行ってまいりました。また、中学校入学後の現在では、タブレットを使用しながら日々先生方がフォローしており、学習支援を行っているところでございます。

次に、本町の不登校の状況ですが、令和元年度は23名、令和2年度は28名、本年度11月末現在では、三郷小学校は4名、三郷北小学校は9名、三郷中学校は18名の計31名と増加傾向にあり、対応を迫られているところでございます。

その要因として、コロナの影響で一斉休校や分散登校等により生活リズムが乱れやすく、学校の行事等も制限されて登校する意欲が湧かなく、増加したのではないかという文科省の見解があります。

次に、本町の不登校対策として、小中学校における不登校問題を総合的に検討し、不登校の防止及び指導に努め、児童及び生徒の健やかな育成を推進することを目的として、平成25年度に「三郷町不登校対策連絡会」を設置いたしました。

組織としては、議会議員、教育委員、要保護対策地域協議会委員をはじめ、町立小学校、幼稚園、保育園関係者及び関係する教職員の約25名の委員で構成されており、毎月、児童生徒の情報を共有するとともに、今後の対策等を協議しております。

また、不登校児童に対しどのような取り組みをしているのかですが、まず、全く学校に登校できない児童生徒への対応としては、先生方が度々家庭訪問を行い、児童生徒と直接勉強や日々の生活等の状況を聞き取りながら、同時に保護者とも情報の共有を行いながら、家庭をも含めてサポートしております。

今後は、地域BWAを活用し、自宅にいながらリアルタイムで遠隔授業に参加できるドリームスクールの実現も視野に入れていただいております。

次に、他の児童生徒と顔を合わせたくないために放課後に登校する児童生徒への対応としては、先生方が個別に学習指導を行っております。

さらに、登校はできるが教室には入れない児童生徒への対応として、以前は個別に学習指導を行ってまいりましたが、今では、ICTを利用して授業風景を映すことによりクラスの様子も見ることができ、教室に入るきっかけにつなげられるよう、別室にてリモート授業を行い学習をフォローしております。

本町といたしましては、SDGsの理念であります「誰一人取り残さない」社会を目指し、今後とも、不登校傾向にある児童生徒にしっかりと寄り添い、個々の状況に応じてフォローしてまいります。

最後に、SDGsの目標、ゴールの一つであります「質の高い教育をみんなに」

を達成できるよう、小中学校とも連携し取り組んでまいりたいと考えております。
以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

1 番（神崎静代）（登壇） 三郷町の不登校の子ども達ですけれども、2012年平成24年度には、三郷小学校で6人、北小で2人、三中で35人、合わせて43人だった、このときが一番多かったのではないかと思いますけれども、こうしたことから、今、部長がおっしゃったように、三郷町不登校対策連絡会を平成25年に立ち上げられたと思います。

それから、教師による専任の指導主事を置くなどいろいろ対策をされてきて、今、子ども達の個々の状況に応じていろいろな対策をしていただいていることをおっしゃっていただきました。

平成24年に不登校連絡会を立ち上げてからだんだん不登校の子ども達が減ってきて、2018年度、2019年度は小学校の不登校児がゼロという状況にもなって、中学生では13人とかなり減ってきて、いろいろ対策をされていることが効果を現してきたんだなと思っておりましたけれども、今回のコロナのこともありまして、三郷町でもそういう子がまた増えてきたんだなと思っております。

不登校の要因については、本人も意識していないことも含め、さまざま複雑に絡み合っておりますので、なぜ不登校になったのかというのが分からないケースもたくさんあります。また、原因が分かったからそれをパッと取り除けるかといったらそういうことでもないし、一旦不登校になってしまいますと、再び学校に行こうとするとかなりエネルギーが必要になってくるので、なかなかそれを越えられないということもあると思います。

今、お聞きしましたら、大変きめ細かに対応していただいているようなので、今後も一人ひとりに寄り添って粘り強く取り組んでいただくようお願いをしまして、質問を終わります。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。1番、神崎静代議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、2番、久保安正議員。一問一答方式で行います。

2 番（久保安正）（登壇） 「県の統一保険料（案）に合わせた国保税の値上げは見合せを」ということで質問をさせていただきます。

国民健康保険は、2018年度から財政運営が市町村から都道府県に移行し、4年目となりました。県は、再来年度2024年度から、県下自治体の保険料を

統一する方針で、県が示した統一保険料案では、三郷町は10%を超える保険税の値上げをしなければならないことになっています。

ただ、県は、統一保険料について、2020年度昨年度に見直しを行うとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を理由に見直しを行っていません。

ところで、県の国民健康保険事業費特別会計の決算は、2018年度は26億7,341万円の黒字、2019年度は7億9,154万円の黒字、2020年度は、コロナ禍による受診抑制の影響があって60億1,275万円という大きな黒字となりました。

財政運営の責任主体となった県に対し、3年間の決算も踏まえ、計画どおり速やかに統一保険料の見直しを行うよう求められたい。また、町は、県統一保険料案に合わせるための値上げを来年度に計画していますが、見直しを行っていない県統一保険料案に合わせるための値上げは見合わせるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。町のお考えをお聞かせください。

議長（高岡 進） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、久保議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険税の税率につきましては、奈良県国民健康保険運営方針に基づき、令和6年度に県下で統一されることが前提となっておりますが、議員がおっしゃいますように、本来昨年度に見直しが行われる予定でしたが、コロナ禍により見送られ、今後の具体的な指針も示されていない中、平成29年度に示された税率を目標に税率改定を行っていかざるを得ない状況にあります。

また、令和2年度の税率改定の際も、県統一税率がこのまま変わらないと仮定した場合、令和4年度と令和6年度の税率改定はある程度の上げ幅になることをお伝えした上で、「急激な負担増は避け、できるだけ緩やかな税率改定となるように」との答申を国民健康保険運営協議会よりいただきました。

これらのことを踏まえ、今年6月に開催されました令和3年第2回定例会における一般質問におきましては、「令和4年度の改定では、一定程度の税率引上げを行うことが必要かと考えております」と回答させていただいたところです。

しかしながら、国から3回目のワクチン接種や第6波への対策のためのコロナ病床確保の方針が打ち出されるなど、新型コロナウイルス感染拡大に対する懸念は依然として不透明な状況にあります。

一方、奈良県では、令和2年度の1人当たり医療費の実績値は、推計値を1.42%上回り、医療費の推移状況も令和3年3月以降上昇傾向となっております。

そのような中、令和6年度の統一保険料水準及び保険料方針の見直しを行うには、新型コロナウイルス感染症が医療費動向や所得水準に与える影響の見通しが依然として不透明な状況にあるため、見直しについては令和4年度に実施するとしていることから、今後の県の動向をしっかりと注視するとともに、本町においても慎重かつ柔軟に税率改定を検討しなければならないと考えております。

近々開催する予定の国民健康保険運営協議会におきましても、激変緩和との両立を図るために基金を活用することや、前回の税率改正時とは状況が異なっていることから、委員の皆様にご審議いただき、今の状況をしっかりと見極めながら慎重に対応してまいります。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今、部長から、町の国保税の統一の見直しについては慎重かつ柔軟に、県が見直しを行うということも言うてるんでそこら辺の動向を見ながらという答弁がありました。

先ほども少し申し上げましたけれども、2020年度昨年度の県の国保決算は60億円を超える大きな黒字となりましたが、最大の要因は、歳出の保険給付費等に充当される市町村への交付金が、コロナ禍で受診抑制もあったかと思えますけれども、この交付金が前年度比で34億円の減になっている、これが60億円を超える黒字が出た最大の要因かと思えます。今年度についても、コロナ禍が続いており、同様のことになる可能性もあろうかと思えます。

それと、この60億円を超える黒字額ですけれども、これは県下の市町村が県に納めた納付金354億円に対する比率で17%にもなっております。また、2020年度決算で財政調整基金残高は22億円弱であり、今開かれている県議会に30億円弱を新たに積み増す補正予算案が提出されており、基金残高は3年間で52億3,000万円になります。

これらのことから、県に対して、令和4年度に行うとしているこの統一保険料の見直しをぜひ計画どおりに行うべきだということを強く求めていただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

議長（高岡 進） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼します。それでは、久保議員の再質問にお答

えさせていただきます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、県の令和2年度の決算額は60億円ほど、基金については52億円ほどという話がありました。町といたしましても、議員のほうから強く求めろという話がございますけれども、我々といたしましても、もちろん今の段階では、県の方針が具体的に示されていない以上、粛々と税率改正に向かって進めざるを得ないという状況ではあります。

その中でも、先ほども申し上げましたが、近々開かれる国民健康保険運営協議会にお諮りいたしまして、その辺りも含めまして慎重かつ柔軟に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 三郷町の2020年度の国保会計の決算、せんだっての9月議会で審議されたわけですけれども、財政調整基金残高2億4,200万円となっております。

今年度2021年度の国保会計予算では、県から提示された納付金総額は5億102万円です。もし値上げをしないで仮に県への納付金に対して不足が生じて、財政調整基金2億4,200万円あるわけですので十分に対応できます。見直しを行うとしながら依然として見直しを行っていない県の統一保険料案にそのまま合わせるための国保税の値上げ、この次に開かれる運営協議会に一定の考え方は示されるでしょうけれども、その前の計画では約10%強を5%ぐらいに上げていくという計画にはなっていたかと思います。

重ねてですけれども、県が今示している統一保険料にそのまま合わせるための国保税の値上げについては、今、部長からもありましたけれども、慎重に検討してみるべきだと思います。もう一度答弁。

議長（高岡 進） 辰巳住民福祉部長。

住民福祉部長（辰巳政行）（登壇） 失礼いたします。久保議員の再々質問にお答えさせていただきます。

町といたしましても、先ほどから申し上げているように、久保議員おっしゃいますように、慎重かつ柔軟に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 1問目の質問が終了しました。続きまして、2問目の質問に移り

ます。2番、久保安正議員。

2番（久保安正）（登壇） 2問目です。「警察に提供した防犯カメラ画像データの件数は」ということで質問させていただきます。

三郷町内には、町が設置している防犯カメラが27か所あります。三郷町防犯カメラの設置及び運用に関する条例によりますと、防犯カメラとは、犯罪の予防、その他公共の安全の維持を目的として、町が特定の場所に継続的に設置するカメラ装置、このように定義をされております。

その防犯カメラで撮影した画像データについて、裁判所の令状に基づく画像データの提供要請は何件ありましたか。また、警察からの捜査関係事項照会書による提供要請は何件あり、それに対して三郷町は何件提供したのですか。設置以降の各年度別にお答えをいただきたい。

それから、今申し上げた令状に基づく捜査関係事項照会書による画像データの提供要請以外に、画像データの外部提供はこれまでであったのですか。それについてもお答えをお願いいたします。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。久保議員の2問目のご質問にお答えいたします。

本町では、街頭犯罪の防止、犯罪の抑止及び治安維持の促進を図り、安全・安心なまちづくりの実現に寄与することを目的に、町内の主要交差点や駅前など27か所に全35台の防犯カメラを設置しております。

そのうち21か所については、ネットワーク型防犯カメラを導入し、役場へデータが集約できるようになっております。また、防犯カメラの運用に当たっては、町民等の肖像権やプライバシー権などの権利利益を保護するため、三郷町防犯カメラの設置及び運用に関する条例において、防犯カメラの設置及び運営に関し必要な事項を定め、適正かつ厳格に運用しております。

さて、防犯カメラにつきましては、平成27年度より運用しておりますが、ご質問の裁判所の令状に基づく画像データの提供は、これまでに実績はございません。また、警察からの刑事訴訟法第197条第2項を根拠とする情報開示要請、いわゆる捜査関係事項照会書により、平成27年度、28年度はゼロ件、平成29年度で9件、平成30年度で27件、令和元年度で24件、令和2年度で21件、令和3年度の10月末時点で17件、合計98件の提供要請があり、全て条例第8条第1項第2号の規定により画像データを提供しております。

それから、裁判所の令状、また警察の捜査関係事項照会書以外の外部への提供というのは、これまでにはございません。

提供件数ですが、平成30年度をピークに減少傾向にあり、本町における犯罪件数も、それに比例しまして、平成28年度の117件から令和2年度では73件に減少するなど、防犯カメラは一定の犯罪抑止効果をもたらしていると言えます。

なお、防犯カメラに記録した画像データの保存期間は、録画した翌日から30日以内と定めており、これらの画像データは、条例の規定に基づく外部からの要請等がない限り見ることはありませんし、モニターによる常時監視は行っていません。

今後におきましても、町民の権利利益を保護するとともに、犯罪を抑止し、安全・安心なまちづくりを推進するため適正な運用管理に努めてまいります。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 三郷町防犯カメラの設置及び運用に関する条例ですけれども、この第5条、設置基準で、設置目的を達成するために必要最小限度の台数であることと述べております。設置は必要最小限度にしてくださいよということです。それから、先ほど部長も触れましたけれども、第8条、目的外利用及び外部提供では、画像データを外部提供するときは必要かつ最小限の範囲にとどめること、このように述べております。

防犯カメラの設置、それからその防犯カメラで撮影された画像データの外部提供については、必要最小限度と条例が縛りをかけております。画像データには、部長も先ほどちょっと触れましたけれども、個人情報満載されておるわけで、個人情報の保護という点からして、条例が必要最小限という言葉を使っていることは当然のことです。

ところで、裁判所の令状に基づく画像データの提供は法的な強制であるわけですが、警察からの捜査関係事項照会書による提供については、法的には提供するかどうかは任意かと思えます。これまで捜査関係事項照会書による警察からの画像データ提供要請に全て応じているというのは、どのような理由からですか。お聞かせください。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼します。久保議員の再質問にお答えいたしま

す。

警察への画像データの提供ですけれども、これはあくまでも住民の安心・安全な生活を守るためにございまして、捜査に関係のない第三者を特定するものではございません。

防犯カメラの有効性は、単なる抑止力ではなくて、最近さまざまな犯罪が多発している中、事件解決の手がかりや証拠として、防犯カメラの映像が事件の早期解決に大変寄与するものと思っております。先月11日のニュースで、本町の路上で女子高生にわいせつな行為をした男が周辺の防犯カメラの映像から逮捕に至ったということが報じられました。

その一方で、久保議員もおっしゃるように、自分の姿が知らないうちに撮影され、目的外に利用されることなどに不安を感じている方もおられるのも確かでございます。

そういった観点を重きに考えて、防犯カメラの有効性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラに対する不安を緩和するため、本町では、運用規程や取扱要綱、またガイドラインではなくて、設置及び運用に関してきっちりと条例化しまして、適正かつ厳格な運用に努めているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再々質問を許します。

2番（久保安正）（登壇） 今、部長から、捜査関係事項照会書による画像データの提供、警察からあった分には全て応じていますと、それは住民の皆さんの安全を守るためだという答弁がありました。当然、そうでなければ全部提供するわけないわけですから。

防犯カメラと呼んでいますけれども、防犯カメラ、イコール監視カメラでもあるわけです。ですから、先ほど申し上げましたが、条例でも、設置についても必要最小限にしないで、画像データの外部提供についても必要最小限にしないでということでは定められているかと思えます。

したがって、一件一件警察からあるんでしょうけれども、なかなか難しいかもしれませんけれども、一つ一つしっかり吟味していただいて情報提供、これ法的には任意ですから、お願いをしておきます。

それと、この捜査関係事項照会書による警察への画像データの提供、それから今まで実績がないと答弁ありましたけれども、ほかの件での外部情報の提供、こういうことについて警察に情報提供していますよということについて、これまで

広報等で住民に知らせたことがありますか。もしなければ、今後そのような措置をすべきかと思いますが、この点はいかがでしょう。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。久保議員の再々質問にお答えしたいと思います。

今現在、設置している防犯カメラ付近のよく見える場所に、「防犯カメラ作動中」というプレートを掲げておりまして、皆様へ設置箇所と撮影の周知を図るとともに、犯罪抑止力の効果を高めております。そういった意味で、警察へ画像提供しているということを広報で住民へお知らせすることは、特に現在はいたしておりません。そのプレートを見える位置に掲げておることが、住民への周知だと思っております。

それから、警察への提供は強制ではないというところですが、防犯カメラは、犯罪の抑止だけではなく、先ほども申し上げましたが、事件の早期解決にも役立つものでありますので、安全・安心な住民生活を脅かす犯罪から町民を守ることを大前提として捜査支援を行っているというところでございます。

また、捜査関係事項照会書に基づく情報提供ですが、守秘義務規定に抵触しないと解されており、防犯カメラに記録された個人の映像で特定の人物を識別することができる場合は、法的に個人情報保護の対象として扱われることとなります。そのようなことから、条例においても利用目的や利用目的の制限、適正な取得等を定めておりまして、個人情報の保護に努めているところでございます。

警察への情報提供を住民に広報等を使ってお知らせするというところは特に考えておりません。

以上でございます。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。2番、久保安正議員の質問は以上をもって終結します。

暫時休憩します。再開 2時20分。

休 憩 午後 1時56分

再 開 午後 2時20分

議長（高岡 進） 休憩を解き再開します。

それでは、10番、辰己圭一議員。一問一答方式で行います。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて、1つ目の質問をさせていただきます。

「国政選挙（衆議院・参議院）における無効票対策について」ですが、先月、第49回衆議院選挙が10月31日に投開票が行われ、小選挙区選挙と比例代表選挙、また最高裁判所裁判官国民審査の投票が同時に行われました。

三郷町の投票総数は、小選挙区1万1,973票、うち無効333票、比例代表1万1,971票、うち無効385票となり、投票率も前回と比べて6.85ポイント上回る結果となり、約1,000人前後の投票人数がプラスになったかと思えます。それだけ投票人数が増えたということは、初めて投票に来られた方や、あまり投票に慣れていない方もおられたのかなと思えます。

投票後のSNSを見ていますと、投票用紙に何を書いたか、誰の名前を書いたか分からないという声がありました。また、近隣の方からも何人か言われておりましたが、投票後に間違えて記入したことに気づいたと言われていた方や、裁判官の名前をほかの投票用紙に書いてしまったという声も聞きました。

当然、投票所で選挙係員の方が詳しく説明をされていたかと思えますけれども、考えられる要因としては、投票所の独特な空気といいますか、緊張する雰囲気の中での書き間違いや、比例代表と裁判官国民審査の投票用紙2枚を一度に渡され勘違いをしたなどが考えられます。これも緊張のあまりそうなったのかもしれない。

そこで提案ですが、投票所での緊張を和らげるために、例えば「きらきら星」などのオルゴールやピアノ等のBGMを流したり、投票用紙の色ごとに記入例を書いた用紙を事前にお渡しして、そしてその用紙にそれぞれ支持されている候補者や政党名を記入して投票所に持参してもらうなど、こういったことを検討されてはどうでしょうか。

というのも、来年7月に参議院選挙があります。これもまた2枚の投票用紙が渡されて記入をしなくてははいけません、選挙区の候補者名と比例代表の政党名、もしくは候補者名を記入します。ひょっとしたら、このときの選挙も間違えて記入をされる方がいるかも分かりません。

有権者の貴重な1票を無駄にしないためにも対策を講じる必要があると思えますけれども、町として、今後どのような工夫を考えておられるのかお聞かせください。よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、辰己議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、先般執行の第49回衆議院議員総選挙における三郷町開票区での開票結果であります。小選挙区選出議員選挙では、投票率が61.82%（1万1,973票）に対して、無効投票率が2.78%（338票）、比例代表選出議員選挙では、投票率が61.81%（1万1,971票）に対して、無効投票率が3.22%（385票）となりました。過去の国政選挙におきましても、選挙ごとに若干差異はあるものの、無効投票率は、ほぼ2%から4%の間で推移しております。

今回の小選挙区における無効投票の内訳は、333票のうち、白票が182票、雑事（候補者と全く関係のない事項）を記載したものが50票、記号・符号等（単なる落書きや数字など）を記載したものが54票となり、この3つで全体の86%を占めております。

残り14%についても、候補者でない者の氏名を記載したり、候補者名のほかに他事を記載したりしたものや意図的・作為的な票もあり、純粹に間違いで政党名を記載したと推測される票、あるいは逆に間違いで候補者名や裁判官の氏名を記載したと推測される票は、実際には多くて数十票、投票総数比では0.1%から0.3%程度と考えられます。

次に、比例代表と国民審査の投票用紙を同時に2枚渡す理由でございますが、比例代表の投票終了後に改めて国民審査の用紙をお渡しすると、国民審査の性質上、記載台に向かわず、そのまま投票箱に投票する選挙人が多数発生し、他の選挙人から、当該選挙人が白票、すなわち裁判官全員を信任した票であると明白になってしまい、投票の秘密を侵害する可能性があり、過去に実際に指摘をいただいた経緯から、あえてそのようにさせていただいております。

また、議員の提案の「投票所内でのBGM放送」と「記入例の用紙を渡す」についてであります。BGMについては、投票所内の放送設備や著作権の問題に加えて、特定候補者の氏名を連想させる可能性のある曲は投票干渉になる可能性があり、「きらきら星」のようにもともと歌詞がついている曲を放送することは困難であると考えております。

記入例を事前に渡すことについても、基本的に氏名が類推できるものは投票誘導になる可能性があること、渡される用紙が増え、かえって選挙人の負担になること、1人当たりの説明時間が増えること、投票箱投函時の混乱を招くことなどから、こちらも現時点では慎重な検討を要するものと判断しております。

しかしながら、ご指摘のとおり有権者の1票は全て貴重な1票であり、説明不

足による勘違いや書き間違い、投票用紙の交付誤り等がないよう、これまでも対策は講じてまいりましたが、今後さらに注意し、徹底する必要があると考えております。

具体的には、議員ご提案のとおり、投票所内の緊張を少しでも和らげるよう、より丁寧で親切な対応を心がけるとともに、投票方法の案内を従来よりも大きくかつ選挙人からはっきりと見やすい位置に掲示する、投票用紙を交付する際の確実な案内を徹底する、広報やホームページを通じて事前に当該選挙における投票方法を十分に周知するなど、貴重な1票が無駄にならないように、これからも創意工夫しつつ、選挙を執行してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） 失礼します。ただいま加地部長からご答弁をいただきまして、投票率など詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。

そしてまた、今、提案した件については難しいということです。ただ、今後何かしらの選挙のたびに町としても投票に行くよう呼びかけていかれると思えますけれども、もう少し投票に来られる住民目線で考えていただけたらありがたいかなと思っております。もちろん、今、答弁いただきました加地部長も有権者の一人でありますから、言うまでもなく投票所の雰囲気は分かっておられるかと思えます。

例えば「きらきら星」のオルゴール、これはふだんからごみ収集車が流していますし、住民さんにも結構受けがよくて、「きらきら星」のオルゴールを聞いていると落ち着くといった声もたくさん聞きます。それに、先月の衆議院選挙の期日前投票にも日中は当然収集車も走っていますし、これは私の個人的な意見ですが、とても政治色の可能性があってメッセージ性の強い音楽だとは思っておりません。

投票所の室内が駄目なら、これも一応県の選管には問い合わせたんですが、決して駄目だとは言わないです。投票所は静粛にする場なので、今のところ奈良県内の投票所で音楽を流しているところはないということらしいですけれども、室内が駄目なら外で流すのも一つの方法かなと思えます。

また、この投票用紙の記入例を書いた紙を投票所に持ち込むことも、決して違反にはなりません。ただ、これは全員に配るという意味合いではなくて、投票に初めて来られた方や投票に慣れていない方、こういった方を対象にして、事前に

というか、もしくは投票所の外に置いておいて、前もって候補者の名前をメモしておけば、誤って記入することが減りまして、無効票対策につながるのではないかと考えております。

それから、これは私からの要望でもあるんですけども、今、全国各地で、18歳以上の有権者であります高校生や大学生など、若い世代の投票立会人の起用を図る自治体が増えてきております。この取り組みは、若い世代に政治や選挙にもっと関心を持ってもらうためでもあるんですけども、若い方が投票所に座っていることによって、投票所に立ち寄りやすいという声もあるようです。こういった取り組みも、緊張を和らげる一つの方法であるのではないかなと考えます。

今、要望した若い世代の選挙立会人の件も含めまして、ぜひ皆さんが立ち寄りやすいというか、投票のしやすい環境づくりということで、今後検討いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

答弁については、なかなかこの場で答えにくい問題かと思っておりますので、何かあればおっしゃっていただいてもいいですけども、一応要望と、今後いろいろ考えていただきたいということをお願いしまして、私の1つ目の質問を終わりたいと思っております。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。辰己議員の再質問にお答えさせていただきます。

投票所の雰囲気というのが緊張する場面であるのは、私も承知しているところでございます。そして、若い世代の方にできるだけ来ていただく、行きやすい雰囲気をつくるというのは、できることがあればやっていければと思いますが、その辺りは検討させていただくところで、いずれにしても、有権者の方々の貴重な1票が無駄にならないよう、明るく、分かりやすい選挙を目指しまして、今後取り組んでまいりたいと考えております。

議長（高岡 進） 1問目の質問が終了しました。続きまして、2問目の質問に移ります。10番、辰己圭一議員。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

空き家の家財道具処分等補助金の助成（空き家バンク登録促進を図るため）についてお聞きをいたします。

空き家は、使用しなくなると急激に劣化をしてしまいます。こういったことかといいますと、人が家で生活をしていれば、窓やドアを開けたり、換気扇を回す

など、さまざまな場所で換気が行われ空気の流れが生じます。しかし、空き家の場合は、人が入れないように閉め切っていて、特に梅雨時期などは湿気が家の中にこもりやすく、カビも繁殖しやすくなり、木造住宅では木を腐らせてしまう原因になり、換気ができない場合には劣化する速度がとて速くなります。雨漏りの場合はもっと早く劣化してしまいます。

また、スズメバチが巣を作ったり、草木や害獣による被害、そしてまた、最悪、放火などの火災の可能性もあります。

こういったことを考えると、空き家は放置期間が長いほどいろいろな意味で最終的に高い費用がかかってしまいます。

防ぐ方法としては、定期的に換気や掃除、給排水設備などのメンテナンスが必要です。しかし、多くの空き家は、家の中に放置された家具や家電、食器、寝具、生活雑貨などそのまま残っている場合が多く、撤去には費用もかかり、遠方に住まれている方もおられまして、何から手をつけたらいいのか分からないという所有者の方もおられると思います。

実際の声として、どこに相談していいのか分からない、相談したけど受け付けてもらえなかった、処分費用が高額な料金を言われたなど、つつい手つかずの状態に放置しているなど、空き家の所有者の方から聞いたりします。

そこで提案ですが、空き家バンクに登録した所有者に限り、家の片づけ等の処分に要する費用の助成を行ってはどうでしょうか。

空き家バンクとは、町内への定住等を目的として購入または賃貸を希望される方に対して、その情報を提供し、空き家への入居を支援する制度ですが、これを機に空き家の所有者の方に1件でも多く空き家バンクに登録していただきまして、この制度を活用することで、町としても空き家の状況を把握できるようになり、所有者と連絡が取りやすくなると思われれます。

また、町内の不動産関係団体、建築業者などとうまく連携を取れば、空き家の管理もしっかり行き届くと思われれますし、なおかつ老朽化も防ぐことができ、賃貸や売買の住宅として利用できるほうが、資産価値もあり、所有者にとってもメリットがあると思います。

また、三郷町は、ありがたいことに新婚家庭の家賃助成や空き家購入のリフォーム補助、そして空き家の解体撤去費用の補助など手厚い制度があります。こういった制度と併せて、空き家バンクの登録促進を図るため、空き家バンク登録後の家財道具処分等の助成をと思うのですけれども、この三郷町で若者の定住、空

き家の利活用促進など地域活性化のためにも、このような取り組みは必要ではないでしょうか。町としてのお考えをお聞かせください。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼いたします。辰巳議員の2問目のご質問にお答えいたします。

議員のご指摘にもありましたように、空き家が管理されずに放置されることで、庭の荒廃や環境悪化、防犯上あるいは地域の安全上の問題、また雑草や枯れ草への放火や、老朽化した住宅は倒壊するおそれがあり大変危険であります。

本来、個人が所有する物件は自己責任で管理・整理することが大前提であり、売却や居住用として貸し出すなど建物を有効に活用されることが最善の方策ではあると思いますが、現実問題として非常に困難な状況にあることは承知しております。

放置された空き家問題は、全国的な社会問題として取り上げられるようになり、それを背景として、空き家に関する自治体の取り組みを支援する空き家等対策特別措置法が平成27年2月に施行されるなど、国において空き家対策の強化が図られ、それぞれの自治体でさまざまな取り組みがなされております。

本町では、地域の課題解決と定住促進を目的に、昭和56年6月以降に建築された新耐震基準の空き家を購入された方に対し、リフォーム費用の一部を補助しております。

また、平成27年に空き家バンクを開設し、アンケートによる啓発を実態調査に併せて実施しておりますが、登録件数が伸び悩んでおります。先ほど辰巳部長の答弁にもあったように、大切な方を亡くされたときのチェックリストへの追加や水道の閉栓届け時に登録をあっせんするなど、関係各課と連携を図り、啓発強化と登録促進に努めてまいります。

さて、町内の空き家状況でございますが、本町では毎年空き家実態調査を行っており、令和2年度の調査結果では、空き家と推定された物件は124件ございました。そのうち101件、80%強ですが、昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準のものであります。また、空き家を解体して新築された物件が59件あり、そのうち44件、約75%が旧耐震基準の建物であり、また、複数の方から補助金等支援の相談もございました。

これらのことから、旧耐震基準の建物に対して何らかの手だてをすることが今のニーズだと捉え、空き家バンクの登録促進と並行して、現行の補助制度の拡充

を図ってまいりたいと考えております。

その一つとして、議員からご提案いただきました家の片づけ等の処分に要する費用の助成も考えられますが、これも空き家問題の解決を図るには有効な手段になると思われます。しかしながら、本町といたしましては、空き家対策だけではなく、それにプラスアルファで、本町の施策である定住化を見据えたものにできればと考えております。

つきましては、これまでの新耐震基準の空き家リフォーム補助に加え、旧耐震基準の空き家についてもリフォーム補助や解体して新築される方への助成を行うなど、空き家対策と定住促進を両立させ、SDGsの目標にある「住み続けられるまちづくりを」を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

10番（辰己圭一）（登壇） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいま水口部長から答弁をいただきましたが、聞いていますと、昭和56年5月以前の建物も空き家としてありまして、その補助の対象もこれから広げていくというふうに捉えましたけれども、今後に期待したいかなと思っています。

今、三郷町の空き家バンクの登録状況、これホームページに載っているんですけども、この状況を見ますと、約13件登録されておりまして、売却された物件が9件となっています。登録件数の割には売却件数が多いのは、やはり空き家バンク制度の効果があつたのではないのかなと思いました。それはたまたまなのか分からないですが、ただ、それだけ新たに三郷町に移住された方がいるということだと思えます。

しかし、その登録の件数に対して、今、水口部長からお聞きしました町内の空き家は124件あるということで、もしこれらの空き家を空き家バンクに登録すれば、もっともつとそれなりの効果があるのではないかなと考えております。

空き家バンクの登録件数を増やすためには、やはり所有者にとっても何らかのメリットがなくてはなかなか難しいのかなと思えます。こういったことを踏まえて、放置している空き家をまずはきれいにして、老朽化を防ぐためにも、登録のきっかけとして家財道具処分等補助金の助成を提案させていただきました。

そして、水口部長からも先ほどありましたけれども、空き家の大半かどうか分からないですが、昭和56年5月以前の建物も多いということです。確かに昭和56年以前に建てられた住宅は、旧耐震基準ということで耐震性に問題があると

言われております。しかし、こういった物件も、屋根を軽い素材に替えて、例えば柱、梁に筋交いや耐震金具を取り付け、家の土台、つまり基礎のことですけれども、この基礎も打ち増しすることで、平成12年以降の強化された新耐震基準もクリアすることができます。

ただ、先ほども言いましたけれども、今、放置している空き家をしっかりと管理して老朽化を防がないと、リフォームどころの話ではなくなると思っております。それに、所有者にとっても地域にとっても、マイナスになるのではないかなと思います。

例えば所有者が空き家を放置して特定空き家に指定され、改善の勧告を受けますと、何と固定資産が6倍になりまして、譲渡所得の税金を軽減する制度が利用できなくなります。また、地域にとっては、防犯上、防災上のさまざまな問題が出てくるかと思えます。

こういったことが起こらないようにするためにも、最近では、空き家の問題を行政だけに押しつけるのではなくて、地元の企業や団体と連携を取り、空き家バンクを運営されている自治体が増えてきているようです。

この近隣では、生駒市が、地元の企業やNPO法人の協力を得まして連携を取られています。聞くところによりますと、地元の企業だという安心感もあって空き家の所有者の利用者も多く、内容としては、定期的な住宅の管理、リフォームや解体工事、土地建物の売買、庭の草刈り、木の伐採など、所有者と行政と企業が連絡を取り合っとうまく運営をされているようです。

三郷町でも、地域の活性化のために、こういった地元企業と連携体制を構築して空き家の所有者の支援も必要ではないのかなと思います。正直、通告書を出して約1か月足らずですので、私のこの提案も含めまして、空き家バンクの登録を促すことを再度ご検討いただき、今後に期待をしておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

最後に答弁をお聞きして、私の質問を終えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（高岡 進） 水口環境整備部長。

環境整備部長（水口洋司）（登壇） 失礼します。辰己議員の再質問にお答えしたいと思います。

空き家バンクの登録につきましては、町といたしましても、登録件数が非常に伸び悩んでいるというところは重々承知しております。先ほども申し上げました

ように、おくやみコーナーの設置の質問の回答にもあったように、そちらのほうと連携したり、水道の閉栓届けのときにはこの住宅をどうされるのかというのをお聞きしながら空き家バンクの登録のあっせんができればとか、具体的にはこの2つ考えられるところなんです、これからも空き家バンクの登録促進に向けていろいろな啓発強化を図っていきたいと思います。

それから、議員ご提案にありましたように、所有者と行政と企業が連携して空き家対策をとる事例も紹介していただきました。ぜひとも、そういう企業が今後三郷町内でもし現れるようなことがありましたら、行政も一緒になって空き家対策に連携して取り組んでいければと思います。

また、旧耐震の補助の拡充というのは今後検討していきたいのですが、それに併せてまたいろいろな助成制度を検討できればと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（高岡 進） 2問目の質問は終了しました。10番、辰己圭一議員の質問は以上をもって終結します。

それでは、7番、木谷慎一郎議員。一問一答方式で行います。

7番（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、私からは、「三郷町役場のテレワークについて」ということで質問させていただきます。

昨今のコロナ禍をきっかけとしたテレワーク需要もあって、三郷町では、サテライトオフィス35に続いて、奈良学園大学跡地にも民間企業に利用してもらうためのテレワーク施設を整備する予定となっております。

ただ、一方、三郷町の公務、業務におけるテレワークの状況、導入状況はいかがでしょうか。ふだんから町行政にテレワークを導入することは、コロナ対策や職員の働き方改革のみならず、BCPや障がいをお持ちの方、子育て中の方、介護中の方など、多様な人材の登用・活躍の可能性を広げるという観点でも、また、近々建て替えが必要となってくるこの三郷町役場庁舎についても、規模を絞った効率的なものとできるのではないかという希望も込みの観点でも、ぜひ推進していくべきものと考えますが、いかがでしょうか。

推進すべきと考えていただいている場合、想定されている問題点とそれを解決する技術的など、めどの有無についてお聞きできればと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（高岡 進） 加地総務部長。

総務部長（加地義之）（登壇） 失礼いたします。それでは、木谷議員の1問目のご質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年2月以降、政府から地方公共団体や企業に対して、時差出勤やテレワーク等を強力に推進することが呼びかけられました。

全国的なテレワークの導入状況は、コロナ禍以前の令和元年10月時点では、都道府県や政令指定都市で導入している団体が見られたものの、ほとんどの市区町村が未導入でありました。しかし、令和2年10月時点では、都道府県や政令指定都市では大半が導入済み、市区町村では約2割が導入となっており、今後導入を検討している団体も増加しております。

このように、感染症対策を背景として普及・拡大したテレワークではございますが、今後、地方公共団体が推進する上で必要となってくる理由として、次の3点が考えられます。

まず1点目は、働き方改革の切り札として、育児や介護など時間的制約を抱える職員を含め、職員一人ひとりが多様な働き方を実現できること。2つ目として、業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果が見込まれること。最後に3点目といたしましては、感染症対策に加え、災害時における行政機能の維持のための有効な手段となることとあります。

感染症予防のため接触を避けながら業務を継続することや、災害時の非常時優先業務を円滑に遂行するためにも、職員の自宅やサテライトオフィス等で業務ができる環境を整えていくことが、地域を守る持続的な行政運営、ひいては社会全体の安定のために必要な取り組みであると考えております。

本町におきまして、現在、本格的な導入はできておりませんが、これらのテレワーク導入による効果については認識しており、今後、デジタル推進の専門部署を中心に積極的に導入を検討してまいりたいと考えております。

また、現時点の具体的な取り組みといたしましては、本年10月に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が実施する自治体テレワーク推進実証実験の参加団体に選定され、職員の自宅にあるインターネット環境から庁内のLGWAN接続系端末へ、セキュリティーを確保しつつリモートアクセスできるようセットアップを行っているところであり、今後、実証実験を行う予定となっております。

しかし、テレワーク導入における問題は、アプリケーションやネットワークの

技術面だけではありません。環境も含め、セキュリティーをどう担保するのかであったり、導入コスト、個人情報の取扱い、窓口業務や相談業務、現場業務はなじまないなど、多くの課題があることも事実でございます。

これらのことを鑑み、一部の業務や一部の部署、一部の職員（育児による部分休業を取得する職員など）を対象に試行的にスタートし、その結果を検証した上でハード、ソフト面での環境整備を進め、対象業務、対象部署、対象職員を徐々に拡大しながら、将来的に本格実施につなげていければと考えております。そして、本町の特性にマッチしたテレワークの導入を業務のアウトソーシングも含め、共に追求してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

7 番（木谷慎一郎）（登壇） お答えをいただきました。まずは第一歩から進めていくということで、少しずつ拡大していくという方針をお聞きできました。既に J-L I S の自治体テレワーク推進実証実験のほうに採択されたということで、まずは第一歩ということで大変期待を持てる状況であると思えます。

また、先ほどご答弁の中でありましたとおり、デジタル専任部署の設置も含めて、来年度からは公務のデジタル化推進というところに力を入れていかれるということなので、このデジタル化が推進することによって、現在のところテレワークではできないと思われているような業務も、将来的にテレワークで可能になってくるということもこれからどんどん出てくるかと思えます。

その意味で、テレワークの推進とデジタル化の推進は同時並行で行われるべきものだと考えられますので、今後ともぜひ両輪で力を入れていただけたらと期待いたしまして、1 問目の質問は終わらせていただきます。

議長（高岡 進） 1 問目の質問は終了しました。続きまして、2 問目の質問に移ります。7 番、木谷慎一郎議員。

7 番（木谷慎一郎）（登壇） 続きまして、第 2 問目の「医療的ケア児の放課後児童クラブでの受け入れについて」ということで質問させていただきます。

昨今、新生児医療の進展、発展もありまして、日常的に医療的ケアを必要とする子どもが増加している状況です。

平成 25 年の学校教育法の改正によって、医療的ケアを必要とする子どもが、地域の学校、三郷町で言うところの三郷小学校とか三郷北小学校ということですが、地域の学校に通うことも特別ではなくなりましたが、その際小学校に

親が常時付き添うことが求められ、仕事をすることができなくなるという状況もほかではあると聞いております。

そんな中、令和3年9月18日に施行されました医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律では、家族の離職の防止に資するために、学校の設置者は学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケア、その他の支援を受けられるよう必要な措置を講ずるものとするとして、保護者が付添いによって仕事ができないという状況が生じないように支援を行うこととなりました。

ただ、それでも子どもが学校に通学をしている時間に働こうと考えている医療的ケア児の親は、夏休み期間中に近隣にその児童を扱ってくれる施設がないために夏休み中は仕事を長期に休まなければならないとすれば、それだけで大きく仕事の幅が狭まってしまいます。そのためこの法律では、放課後児童クラブについても、看護師の配置その他の必要な措置を講ずることを設置者の責務としています。

これに対して、予算面でも国は、放課後児童クラブにおける障がい児受入れの推進のため、医療的ケア児を受け入れる場合には支援に必要な看護師の配置に対する補助も行っています。

親が子どもの障がいの有無にかかわらず働くことができる環境は、広く誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境をつくるという観点から、また障がい児の親と社会とのつながりの確保、またレスパイトの観点からも大変重要です。

そのためには、三郷町としても放課後児童クラブにおける障がい児、医療的ケア児の受入れを進めていくべきだと考えられますが、いかがでしょうか。町の考えをお聞きいたします。

議長（高岡 進） 坂田こども未来創造部長。

こども未来創造部長（坂田達也）（登壇） 失礼いたします。それでは、木谷議員の2問目のご質問にお答えをさせていただきます。

ご承知のとおり、日常的に医療的ケアを必要とする子どもは増加傾向にあり、全国の医療的ケア児は約2万人と推定されています。

このような中、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、いわゆる医療的ケア児支援法が本年6月に成立し、9月18日に施行されました。この法律では、国や地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施

策を実施することが責務であると明記されています。

また、本町における医療的ケア児の現状につきましては、町立小学校及び幼稚園にそれぞれ1名の子どもが在籍しており、専属の医療ケアスタッフとともに学校等の生活を過ごしています。

議員ご指摘のとおり、夏休み期間中、子どもを世話するため仕事に行けないといった保護者の悩みを解決することは、本町といたしましても、責務であり、喫緊の課題であると認識しています。

このことから、本町では、医療的ケア児を受け入れることが可能な施設を整えたいと考えていますが、その体制が整うまでは、放課後児童クラブにおいて医療的ケア児が入所できるよう、医療ケアスタッフの配置や予算の確保等を含め早急に検討してまいります。

最後に、本町といたしましては、SDGsの理念の下、「誰一人取り残さない社会の実現」を目指し、ご家族の負担軽減や離職の防止を図るため、医療的ケア児が安心・安全に利用していただける施設を、今後、住民福祉課と連携を図りながら整えてまいりたいと考えています。

以上でございます。

議長（高岡 進） 再質問を許します。

7番（木谷 慎一郎）（登壇） ご答弁をいただきまして、放課後児童クラブのほうで受入れを始めていただけるというお話をいただきました。また、それだけではなく、今後は、専門施設といいますか、その創設もご検討いただけるというふうに理解いたしました。ある意味、私の提案よりさらに踏み込んだご検討をいただいているという点に感謝いたします。

それに伴って、少しお願いですが、今後、専門施設において将来的にお預かりできるようになった場合でも、その地域の放課後児童クラブにおける預かりを終わるといふ方向にはならないようにぜひお願いしたいということであります。

いわゆるインクルーシブ教育という言い方ができてからしばらくたちますけれども、どんな人も分け隔てなく共に生きるという共生社会の実現には、障がいを持った子どもを含めて、地域の小中学校で共に学ぶということは重要なことでもあります。その延長線上には、当然、地域の放課後児童クラブでも健常児と同じように通うという選択肢が必要であると考えます。

今後も、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念にのっとり、子育て世代にとって三郷町はどんな状況でも手を差し伸べる、安心して子育てができる町

だという安心感を持ってもらえる施策を続けていただきまして、このことが、子どもを持ちたいという思いと子どもを持つこととの責任と不安との間で揺れている方の後押しとなることを期待しまして、質問を終わらせていただきます。

議長（高岡 進） 2問目の質問が終了しました。7番、木谷慎一郎議員の質問は以上をもって終結します。

これをもって一般質問を終結します。

これで、本日の日程は全部終了しました。

月曜日から各委員会で審査を願うわけでございますが、各位にはよろしく願いいたします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

散 会

午後 3時06分